

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	土木研究所

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>別海実験場については、公募手続きにより相手方を決定して売却し、平成24年3月16日に譲渡収入による国庫納付を行った。(納付額 25,913千円)</p> <p>湧別実験場については平成23年12月26日に、また、朝霧環境材料観測施設(一部)については平成23年12月27日にそれぞれ現物による国庫納付を行った。</p> <p>保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。</p> <p>管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を15%程度削減する。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>寒地土木研究所のうち当時4ヵ所あった寒地技術推進室の支所については、業務運営の効率化等の観点から平成25年4月1日より2ヵ所に集約した。</p> <p>保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしている。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の実績は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 3,056,668千円(96.9%)、競争性のない随意契約 98,341千円(3.1%) (件数ベース) 一般競争等 524件(95.6%)、競争性のない随意契約 24件(4.4%) ・平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 4,031,947千円(98.0%)、競争性のない随意契約 80,399千円(2.0%) (件数ベース) 一般競争等 508件(95.8%)、競争性のない随意契約 22件(4.2%) ・平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 2,802,587千円(97.0%)、競争性のない随意契約 86,014千円(3.0%) (件数ベース) 一般競争等 472件(95.2%)、競争性のない随意契約 24件(4.8%) ・平成25年度 (金額ベース) 一般競争等 3,214,343千円(97.4%)、競争性のない随意契約 87,014千円(2.6%) (件数ベース) 一般競争等 480件(95.2%)、競争性のない随意契約 24件(4.8%) <p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、契約監視委員会における毎年度の契約状況についての審査及びホームページでの公表を行うとともに、一者応札の減少を図るため、公的機関の受注実績の撤廃や地域要件の緩和など入札参加要件の見直し等の改善を図っている。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、所外HPでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保している。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	平成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係5機関により、事務用品について共同調達を開始しており、コスト削減を図っている。 平成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、施設管理・運營業務について一括調達を開始し、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえたコスト縮減を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	以下のとおり、取組を進めている。 ア) 調達に係る仕様要件については、仕様要件が限定的・排他的にならないよう、事前に契約審査会、事後に契約監視委員会の審査を行っている。 イ) リース方式については、所内のOA機器について採用している。研究機器等の機器の効率的運用を図るため、共同利用を行っている。 ウ) 高額な研究機器等(WTOなど)購入の際は、他の研究機関の契約実績等の把握に努めるとともに、予定価格の作成時には、複数者から参考見積を取るにより適正価格の把握に努めている。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	平成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係5機関により、事務用品について共同調達を開始しており、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえた調達事務の効率化とコスト削減を図っている。 平成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、施設管理・運營業務について一括調達を開始し、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえた調達事務の効率化とコスト削減を図っている。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	

各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。
管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	所要額計上分については、引き続き、見積の考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	独立行政法人土木研究所監事監査要綱に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	知的財産権の実施許諾の推進、研究施設の外部利用促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ることとしている。
6. 事業の審査、評価	
複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	研究開発課題の選定及び実施に当たっては、外部の有識者による研究評価委員会を開催し、課題の妥当性、研究手法等について評価を行っている。
また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	事前評価及び中間評価において出された意見を踏まえ、必要に応じて研究開発の見直しを行っており、研究評価結果を実施過程に適切に反映させている。 研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。

No	78	所管	国土交通省	法人名	土木研究所
----	----	----	-------	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 安全・安心な社会の実現に向けた研究開発等	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	寒冷地臨海部の高度利用に関する研究については、港湾空港技術研究所における研究との連携を強化する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に係る道路・河川等に係る行政施策や技術基準に関連する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。	2a	寒冷地臨海部の高度利用に関する研究については、平成23年2月より研究所間の連絡会を毎年度開催して情報交換を行うとともに、両機関合同の講演会を開催し連携を強化した。 調査研究の特化、重複排除等に関しては、その旨を第3期中期計画において明記するとともに、平成22年12月に研究評価実施要領を改正し「土木研究所が実施する必要性」を評価項目として明記した上で、平成23年度開始の研究開発課題より、事前評価において、土木研究所が実施する必要性や重複排除等の観点も含めて評価を行っている。事業規模については、平成26年度も引き続き縮減している。（運営費交付金：H22予算9,124,037千円 H23予算8,540,004千円 H24予算8,464,385千円 H25予算8,100,814千円 H26予算8,465,471千円 平成26年度は、給与減額支給措置の終了等に伴う増）	今後も、引き続き左記の取り組みを実施していく。
02 生き生きとした暮らしの出来る社会の実現に向けた研究開発等						
03 国際競争力を支える活力ある社会の実現に向けた研究開発等						
04 環境と調和した社会の実現に向けた研究開発等						
05 北海道の農水産業の基盤整備に向けた研究開発等						
06 その他基礎的・先導的な研究開発等						
			なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07 不要資産の国庫返納	23年度中に実施	売却が不可能な場合は早急に現物納付する。	1a	・別海実験場については、公募手続きにより譲渡の相手方を決定して売却し、平成24年3月16日に譲渡収入の国庫納付を行った。（納付額 25,913千円） ・湧別実験場については平成23年12月26日に、また、朝霧環境材料観測施設（一部）については平成23年12月27日にそれぞれ現物による国庫納付を行った。	措置済み
08 雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化等	24年度中に実施	雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携を強化する。	1a	本件は、「平成24年度中に実施」とされているところ、前倒しの取り組みとして、雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所との間で、雪氷研究に携わっている研究者の人事異動を平成23年4月より行っており、連携の強化によって、平成26年2月に東日本で発生した雪崩災害に対しては雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所が連携して技術支援を行った。	措置済み
09 事務所等の見直し	24年度中に実施	寒地土木研究所のうち現在4か所ある寒地技術推進室の支所について、業務運営の効率化等の観点から集約化する。	1a	寒地土木研究所のうち当時4か所あった寒地技術推進室の支所については、業務運営の効率化等の観点から平成24年4月1日より道央支所を、平成25年4月1日より道南支所を寒地技術推進室に統合し2か所に集約化した。	措置済み

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	建築研究所

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。管理業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を15%程度削減する。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしている。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22～25年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 586,830千円(97.1%)、競争性のない随意契約 17,463千円(2.9%) (件数ベース) 一般競争等 97件(93.3%)、競争性のない随意契約 7件(6.7%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 624,979千円(94.3%)、競争性のない随意契約 37,916千円(5.7%) (件数ベース) 一般競争等 72件(90.0%)、競争性のない随意契約 8件(10.0%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 815,628千円(91.0%)、競争性のない随意契約 80,484千円(9.0%) (件数ベース) 一般競争等 72件(90.0%)、競争性のない随意契約 8件(10.0%)</p> <p>平成25年度 (金額ベース) 一般競争等 384,103千円(95.6%)、競争性のない随意契約 17,598千円(4.4%) (件数ベース) 一般競争等 59件(88.1%)、競争性のない随意契約 8件(11.9%)</p> <p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、契約監視委員会における毎年度の契約状況についての審査及びホームページでの公表を行うとともに、一者応札の減少のため、公的機関の受注実績の撤廃や地域要件の緩和など入札参加要件の見直し等の改善を図っている。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、所外HPでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保している。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	平成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係5機関により、事務用品について共同調達を開始しており、コスト削減を図っている。 平成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、施設管理・運営業務について一括調達を開始し、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえたコスト削減を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	以下のとおり、取組を進めている。 ア) 調達に係る仕様要件が限定的・排他的にならないよう、事前に契約審査会、事後に契約監視委員会の審査を行っている。 イ) リース方式の活用に関して、所内のOA機器について採用している。研究機器等の効率的利用を図るため、共同研究の際には大型実験施設を含め、共同利用を行っている。 ウ) 高額な研究機器等(WTOなど)購入の際は、他の研究機関の契約実績等の把握に努めるとともに、予定価格の作成時には、複数者から参考見積を取ることで適正価格の把握に努めている。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	平成23年4月よりつくば市内の国土交通省関係5機関により、事務用品について共同調達を開始しており、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえたコスト削減を図っている。 平成24年4月よりつくば市内の国土交通省関係3機関により、施設管理・運営業務について一括調達を開始し、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえたコスト削減を図っている。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	

<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。</p>
<p>管理運営の適正化</p>	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>独立行政法人建築研究所監事監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>知的財産権の実施許諾の推進、研究施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ることとしている。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>研究開発課題の選定及び実施に当たっては、外部の有識者による研究評価委員会を開催し、課題の妥当性、研究手法等について評価を行っている。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>事前評価及び中間評価において出された意見を踏まえ、必要に応じて研究開発の見直しを行っており、研究評価結果を実施過程に適切に反映させている。 研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。</p>

No	79	所管	国土交通省	法人名	建築研究所
----	----	----	-------	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等	役割分担の明確化、研究の重複排除	22年度中に実施（該当研究課題の廃止）	基準作成関連研究に重点化する観点から、「太陽熱利用による高効率給湯システムの開発」「世界の台風常襲地域における都市緑化技術の体系化研究」の研究を廃止する。	1a	「太陽熱利用による高効率給湯システムの開発」及び「世界の台風常襲地域における都市緑化技術の体系化研究」の研究は、平成22年度に廃止済み。	措置済み
		23年度から実施（その他）	大型実験施設については、研究内容に応じて他法人（例：防災科学技術研究所）の施設を積極的に活用する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する建築・都市計画に係る行政施策や技術基準に関連する調査研究）に特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。	2a	大型実験施設については、平成25年度に実施した長周期地震動に対する減衰材の安全性検証方法に関する検討において、他法人の実験施設（防災科学研究所のE-ディフェンス）を活用した。第3期中期計画において、研究内容に応じて他法人の大型実験施設を活用する旨を明記しているところであり、平成26年度以降も必要に応じて積極的に活用する予定。 調査研究の特化、重複排除等に関しては、平成22年度に研究開発課題の再点検を行い、民間や大学にできない調査研究に特化した。また、その旨を第3期中期計画において明記するとともに、平成22年11月に研究評価実施要領を改正し「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として明記した上で、平成23年度開始の研究開発課題より、事前評価において、建築研究所が実施する必要性や重複排除の観点等も含めて評価を行っている。事業規模については、平成26年度も引き続き縮減している。（運営費交付金：H23予算1,744,600千円 H24予算1,733,287千円 H25予算1,691,944千円 H26予算1,744,505千円 平成26年度は、給与減額支給措置の終了に伴う増）	今後も、引き続き左記の取り組みを実施していく。
			なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02 組織体制の整備	23年度から実施	事業の審査及び評価 案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	1a	研究開発課題の選定及び実施に当たっては、従来から外部専門家等による事前評価、事後評価等の研究評価を行ってきたところであるが、平成22年11月に研究評価実施要領を改正し、研究開発の重点化と他の研究機関との重複排除の観点から、建築研究所が実施する必要性を評価項目として明記した。また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。	措置済み

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	交通安全環境研究所

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。</p> <p>管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を6%程度削減する。</p> <p>東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営の確保を図っている。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしている。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 595,485千円(94.8%)、競争性のない随意契約 32,439千円(5.2%) (件数ベース) 一般競争等 111件(93.3%)、競争性のない随意契約 8件(6.7%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 483,960千円(93.9%)、競争性のない随意契約 31,320千円(6.1%) (件数ベース) 一般競争等 78件(92.9%)、競争性のない随意契約 6件(7.1%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 453,707千円(93.3%)、競争性のない随意契約 32,745千円(6.7%) (件数ベース) 一般競争等 82件(92.2%)、競争性のない随意契約 7件(7.8%)</p> <p>平成25年度 (金額ベース) 一般競争等 1,664,178千円(95.8%)、競争性のない随意契約 72,842千円(4.2%) (件数ベース) 一般競争等 71件(91.0%)、競争性のない随意契約 7件(9.0%)</p> <p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・応募となる契約を減少させるため、可能な限りの公告期間の延長や予定価格作成時により多くの事業者から見積を聴取する等の措置を講じている。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、HPでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保している。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	守衛業務、電力契約、施設内変電施設等について、隣接する研究所と一体で契約することによりコスト縮減、効率化を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	以下のとおり、取組を進めている。 ア) 必要最低限の仕様要件となるよう内部的に確認を行っている。 イ) 必要に応じてリース方式の活用を図っている。 ウ) HP等を通じた市場価格の調査、複数社からの見積もりを取得することにより、適正価格の把握に努めている。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。

管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	交通安全環境研究所内部監査規程に基づき、理事を委員長とする内部監査委員会を設置した上で、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	知的財産権の実施許諾の推進、研究施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ることとしている。
6. 事業の審査、評価	
複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	研究開発課題の選定及び実施に当たっては、外部の有識者による研究評価委員会を開催し、課題の妥当性、研究手法等について評価を行っている。
また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	事前評価及び中間評価において出された意見を踏まえ、必要に応じて研究開発の見直しを行っており、研究評価結果を実施過程に適切に反映させている。 研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。

No	81	所管	国土交通省	法人名	交通安全環境研究所
----	----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 自動車等に係る安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効利用確保に関する国の技術基準策定等に資する研究等	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	実使用条件におけるCO2低減のための重量車HEVの高効率回生パワートレインシステムに関する研究については、実用化の目的が明確になっていないため、廃止する。	1a	実使用条件におけるCO2低減のための重量車HEVの高効率回生パワートレインシステムに関する研究については、平成22年度をもって中止。	-
02 鉄道等に係る安全の確保及び環境の保全に関する国の技術基準策定等に資する研究等			民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に係る自動車・鉄道の安全・環境分野における基準案の策定、施策の企画立案等に資する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
03 自動車のリコール技術検証業務	効率的な実施体制の検討	23年度以降実施	自動車リコール技術検証業務・審査業務の強化に当たり、自動車検査独立行政法人の人員やノウハウ等既存の資源を活用するなど、業務の効率化を見据えた実施体制を検討する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
04 自動車の審査業務						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05 組織体制の整備	23年度から実施	平成23年度においては、自動車事故対策機構からの移管について、本法人の施設改修の要否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	海上技術安全研究所

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。</p> <p>管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間(現中期計画期間)で一般管理費の総額を6%程度削減する。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営の確保を図っている。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>大阪支所について、その機能を三鷹本所へ平成25年度に移転した。</p>

<p>3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等</p>	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22～25年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 578,046千円(85.3%)、競争性のない随意契約 99,577千円(14.7%) (件数ベース) 一般競争等 127件(93.4%)、競争性のない随意契約 9件(6.6%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 648,562千円(79.6%)、競争性のない随意契約 165,698千円(20.4%) (件数ベース) 一般競争等 113件(86.3%)、競争性のない随意契約 18件(13.7%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 588,803千円(80.7%)、競争性のない随意契約140,572千円(19.3%) (件数ベース) 一般競争等 133件(86.9%)、競争性のない随意契約 20件(13.1%)</p> <p>平成25年度 (金額ベース) 一般競争等1,044,717千円(73.4%)、競争性のない随意契約379,359千円(26.6%) (件数ベース) 一般競争等186件(88.6%)、競争性のない随意契約24件(11.4%)</p> <p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・応募になった契約については、契約監視委員会の指摘を踏まえ、仕様の見直し等により競争性の確保を図っている。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>契約に係る情報の公開</p>	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、HPでの周知を行うこととして透明性を確保している。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	守衛業務、電力契約、施設内変電施設等について、隣接する研究所と一体で契約すること等によりコスト縮減、効率化を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の実組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	以下のとおり、取組を進めている。 ア) 従前より汎用性のある仕様での調達に努めている。 イ) 複写機についてはリース方式により調達。従前より外部への施設貸与や外部からの受託研究の中での施設の活用を行っており、引き続き研究所の本来業務に影響のない範囲で取組を行う。 ウ) 価格調査にあたっては、複数社から見積を徴収することで適正価格の把握に努めている。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。

管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	研究費の不正防止計画に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	知的財産権の実施許諾の推進、研究施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ることとしている。
6. 事業の審査、評価	
複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	研究開発課題の選定及び実施に当たっては、外部の有識者による研究計画・評価委員会を開催し、課題の妥当性、研究手法等について評価を行っている。
また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	事前評価及び中間評価において出された意見を踏まえ、必要に応じて研究開発の見直しを行っており、研究評価結果を実施過程に適切に反映させている。 研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。

No	81	所管	国土交通省	法人名	海上技術安全研究所
----	----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する研究開発	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	<p>「艦装工程における生産性向上のための技術開発」については、日本財団の助成事業により日本中小型造船工業会が同種の調査等を実施するなど民間による取組が行われており、本法人が必ずしも実施する必要がないため、このような研究は国から民間への研究助成等に移行することにより廃止する。</p> <p>民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する船舶・海洋構造物等に関する安全・環境基準や海難事故に関する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。</p>	2a	<p>「艦装工程における生産性向上のための技術開発」は平成22年度限りで廃止した。</p> <p>調査研究の特化、重複排除等に関しては、平成22年度に民間等との役割分担を整理した上で研究開発課題の再点検を行い、民間や大学ではできない調査研究に特化した（重点研究課題は13課題（第2期中期目標期間） 11課題（第3期中期目標期間）により重点化）。また、その旨を第3期中期目標及び中期計画において明記するとともに、平成23年度開始の研究開発課題の事前評価において、民間等との役割分担、連携強化、重複排除、研究の重点化等の観点から評価を実施し、研究内容の重複排除、政策上必要性の乏しい研究の排除を行った。事業規模については、平成26年度も引き続き縮減している。（運営費交付金：H23予算2,795,049千円 H24予算2,705,904千円 H25予算2,569,795千円 H26予算2,622,826千円 平成26年度は、給与減額支給措置の終了等に伴う増）</p>	今後も、引き続き左記の取り組みを実施していく。
			<p>なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。</p>	-	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。</p>	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 事務所等の見直し	大阪支所の移管を検討	23年度中に実施	大阪支所については、三鷹本所への統合による廃止又は中小企業等の活用が見込まれる実験施設の自治体等への移管を検討する。	1a	大阪支所について、その機能を三鷹本所へ統合することを検討し、必要な調査を実施した。平成25年度中に統合する予定である。	措置済み
03 組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	1a	研究開発課題の選定及び実施に当たっては、従来から外部専門家等による事前評価、事後評価等の研究評価を行ってきたところであるが、平成22年11月に研究評価委員会を改組して研究計画・評価委員会とし、研究課題の妥当性、達成度の観点に加え、民間等との役割分担、連携強化、重複排除、研究の重点化等の観点からも評価を行うこととし、その結果を案件の選定、事後評価に反映することとした。また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。	措置済み

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	港湾空港技術研究所

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を6%程度削減する。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしている。</p>

**3. 取引関係の見直し
随意契約の見直し等**

<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度から平成25年度までの実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース)一般競争等 1,440,296千円(94.4%)、競争性のない随意契約 85,714千円(5.6%) (件数ベース)一般競争等 200件(95.7%)、競争性のない随意契約 9件(4.3%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース)一般競争等 1,363,334千円(87.6%)、競争性のない随意契約 192,760千円(12.4%) (件数ベース)一般競争等 198件(90.4%)、競争性のない随意契約 21件(9.6%)</p> <p>津波対策の総合的な方針の取りまとめに必要な情報として、緊急的に基礎資料を作成する必要があったことから、平成23年度に競争性のない随意契約の件数が増加。</p> <p>平成24年度 (金額ベース)一般競争等2,318,953千円(96.0%)、競争性のない随意契約96,872千円(4.0%) (件数ベース)一般競争等209件(96.3%)、競争性のない随意契約8件(3.7%)</p> <p>平成25年度 (金額ベース)一般競争等1,651,442千円(94.1%)、競争性のない随意契約104,070千円(5.9%) (件数ベース)一般競争等192件(96.0%)、競争性のない随意契約8件(4.0%)</p> <p>平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、契約審査委員会等により、随意契約の見直しを徹底して行うとともに一般競争入札等についても真に競争性が確保されるよう見直しを行っている。また、その結果については契約監視委員会に報告をしており、適正性等について審査している。</p>
--	--

また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

契約に係る情報の公開

<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>
---	---

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	隣接する国の機関と、警備業務、守衛業務を一体で行う等、効率的な研究所運営を進め、管理部門経費の削減に努めている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	以下のとおり、取組を進めている。 ア) 調達に係る仕様要件については、仕様要件が限定的・排他的にならないよう、事前に契約審査会の審査を行っている。 イ) リース方式によるか否かは、個別の案件ごとに判断している。また、当研究所は共同利用等を行えるような稼働率の低い研究機器は少ない。 ウ) 高額な研究機器等購入の際は、他の研究機関の契約実績等の把握に努めるとともに、予定価格の作成時には、複数者から参考見積を取るにより適正価格の把握に努めている。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	平成24年7月20日閣議決定された「公共サービス改革基本方針」を踏まえ、情報処理システム運用管理業務について民間競争入札を行った。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。

<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。</p>
<p>管理運営の適正化</p>	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>内部監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>知的財産権の実施許諾の推進、研究施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ることとしている。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>研究開発課題の選定及び実施に当たっては、外部の有識者による研究評価委員会を開催し、課題の妥当性、研究手法等について評価を行っている。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>事前評価及び中間評価において出された意見を踏まえ、必要に応じて研究開発の見直しを行っており、研究評価結果を実施過程に適切に反映させている。 研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。</p>

No	82	所管	国土交通省	法人名	港湾空港技術研究所
----	----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 安心して暮らせる国土の形成に資する研究	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	港湾・沿岸域での中小型風力発電システムの具体的利用についての研究については、海上技術安全研究所において、洋上風力発電システムの安全評価等の研究を実施していることから、海上技術安全研究所と連携の強化を図る。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に係る港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。	2a	港湾空港技術研究所では、港湾・沿岸域において風力発電施設を設置するための基礎的研究として、稼働率の予測を行うシステムの研究等を実施している。研究を進めていくに当たり、両研究所の研究内容に重複がないことを確認しつつ、効率的な研究実施を図るため、情報交換を行っている。 調査研究の特化・重複排除等に関しては、その旨を第3期中期計画において明記する（他の独立行政法人等との重複排除を行うとともに、民間では実施されていない、実施が期待できない、実施がなされない研究を実施することを明記し、研究テーマを第2期の11テーマから第3期は9テーマに重点化した。）とともに、平成23年度以降開始の研究開発課題の事前評価において、研究テーマ内の評価会、研究所として行う評価委員会、外部有識者による評価委員会による3層で、研究目的や研究内容の妥当性等についての研究評価を実施しているところである。各委員会での審議内容及び指摘事項等については、研究計画や研究体制の見直しを行う等、速やかにフィードバックするとともに、研究所ホームページで公表している。 また、事業規模については、平成23年度から減少傾向にある。（運営費交付金：H23予算1,248,161千円 H24予算1,195,960千円 H25予算1,174,330千円 H26予算1,218,464千円 平成26年度は、給与減額支給措置の終了等に伴う増）	今後も、引き続き左記の取り組みを実施していく。
02 快適な国土の形成に資する研究			なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。		-	
03 活力ある社会・経済の実現に資する研究						

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	電子航法研究所

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。</p> <p>管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を6%程度削減する。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営の確保を図っている。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしている。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度から平成25年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 703,665千円(97.5%)、競争性のない随意契約 17,953千円(2.5%) (件数ベース) 一般競争等 80件(93.0%)、競争性のない随意契約 6件(7.0%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 1,263,322千円(98.8%)、競争性のない随意契約 15,864千円(1.2%) (件数ベース) 一般競争等 58件(93.5%)、競争性のない随意契約 4件(6.5%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 562,849千円(97.0%)、競争性のない随意契約 17,621千円(3.0%) (件数ベース) 一般競争等 71件(94.7%)、競争性のない随意契約 4件(5.3%)</p> <p>平成25年度 (金額ベース) 一般競争等 664,192千円(97.7%)、競争性のない随意契約 15,505千円(2.3%) (件数ベース) 一般競争等 60件(95.2%)、競争性のない随意契約 3件(4.8%)</p> <p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、応札者数の増加を目的として、入札公告期間の長期化や応募要件の緩和等を実施した。また、従来の掲示板及びHPでの公示だけでなく、メールマガジンによる入札情報の配信や他法人のホームページへの相互リンクを実施している。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	守衛業務、電力契約、施設内変電施設等について、隣接する研究所と一体で契約すること等によりコスト縮減、効率化を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	以下のとおり、取組を進めている。 ア) 調達に係る仕様要件について、契約監視委員会等の助言の下に、具体的かつ詳細に明示し、性能要件に記載する等仕様の明確化に努める等、適切な見直しを行っている。 イ) 所内共用サーバーシステムにはリースを活用しており、共同利用の可能性についても必要に応じて検討する。 ウ) 研究開発に係る機器等の調達について、必ず複数者から見積をとることにより、適正価格の把握に努めている。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。

管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	電子航法研究所内部監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	知的財産権の実施許諾の推進、研究施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ることとしている。
6. 事業の審査、評価	
複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	研究開発課題の選定及び実施に当たっては、外部の有識者による研究評価委員会を開催し、課題の妥当性、研究手法等について評価を行っている。
また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	事前評価及び中間評価において出された意見を踏まえ、必要に応じて研究開発の見直しを行っており、研究評価結果を実施過程に適切に反映させている。 研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。

No	83	所管	国土交通省	法人名	電子航法研究所
----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	<p>混雑空港の容量拡大に関する研究開発については、今後の空港整備の方向性等に関わる研究であり、他の研究開発機関との連携の強化を図る。</p> <p>民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する航空管制に関する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。</p>	2a	<p>混雑空港の容量拡大に関する研究開発については、諸外国においても重点的に取り組んでいることから、他国の研究機関との間での共同研究等の交流を引き続き進めるとともに、国内の大学機関等との間でも共同研究や交流機会を増加する等して連携を強化している。</p> <p>航空管制に関する調査研究への特化、重複排除に関しては、当研究所が、国が実施する航空管制業務に特化して研究を実施する唯一の機関であることを考慮しつつ、第3期中期計画においてその旨を明記（重点研究課題は、飛行中の運航高度化に関する研究開発（混雑する空域での航空交通容量拡大に関する研究開発等） 空港付近の運航高度化に関する研究開発（混雑空港の容量拡大に関する研究開発等） 空域を結ぶ技術及び安全に関する研究開発（管制官等と航空機との高速通信技術の開発等））としており、個別の研究開発課題については、毎年度末の評議員会（学識経験者等から成る外部委員会）において事前評価等を行うとともに、ニーズ元である航空局との連絡会議等を通じて点検確認を行うことにより、真に必要なものに特化するとともに、大学や他法人との重複排除及び政策上必要性に乏しい研究の排除を図っている。</p> <p>また、事業規模については、平成26年度も引き続き縮減している（運営費交付金：H23予算1,498,806千円 H24予算1,396,629千円 H25予算1,394,739千円 H26予算1,530,174千円（平成26年度については、給与減額支給措置の終了、退職手当支給対象者の増加等に伴う増））。</p>	今後も、引き続き左記の取り組みを実施していく。
02 混雑空港の容量拡大に関する研究開発						
03 予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発						

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	航海訓練所

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>保有する資産は必要最小限のものであり、現時点で不要資産はない。引き続き自主的な見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>事務所等の運営は、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。管理業務等の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を6%程度削減することとしている。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度から平成25年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 854,951千円(98.0%)、競争性のない随意契約 17,621千円(2.0%) (件数ベース) 一般競争等 76件(93.8%)、競争性のない随意契約 5件(6.2%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 5,110,967千円(99.9%)、競争性のない随意契約 6,231千円(0.1%) (件数ベース) 一般競争等 89件(94.7%)、競争性のない随意契約 5件(5.3%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 850,993千円(99.1%)、競争性のない随意契約 7,589千円(0.9%) (件数ベース) 一般競争等 88件(94.6%)、競争性のない随意契約 5件(5.4%)</p> <p>平成25年度 (金額ベース) 一般競争等 1,190,213千円(97.8%)、競争性のない随意契約 26,947千円(2.2%) (件数ベース) 一般競争等 119件(93.7%)、競争性のない随意契約 8件(6.3%)</p> <p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、競争参加資格要件及び仕様内容等の見直しを行うとともに、十分な公告・公示期間を確保することとしている。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	共同調達の実施等を検討する。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。

管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	理事長を委員長とする内部評価委員会、監事及び監査法人による外部からの監査並びに理事長を査察者とする練習船教育査察等により、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	第3期中期計画期間中、訓練受託費について、船員教育機関との協議のうで段階的な引き上げを図る(平成27年度11,000円)。平成25年度については、1人1月9,000円に引き上げを実施した。
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	平成22年度より教科参考資料の一般販売を開始した。また、そのうちの一部の単価を見直し、自己収入の拡大に努めている。
6. 事業の審査、評価	
複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No	84	所管	国土交通省	法人名	航海訓練所
----	----	----	-------	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 航海訓練事業	受益者負担の拡大	23年度中に実施	次期中期目標期間中（平成23年度から平成27年度）に訓練負担金（平成21年度月額5,000円）を、航海訓練を委託している船員教育機関15校（商船系大学2校、商船系高等専門学校5校、海技教育機関の海技大学1校、海上技術短期大学3校及び海上技術学校4校。以下同じ。）と協議し、毎年、月額1,000円ずつの引上げを図る（平成27年度月額11,000円）。さらに、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更なる受益者負担の拡大（各船員教育機関及び海運業界等からの負担の拡大）を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
	自己収入の拡大	22年度から実施	教科参考資料の市販等により、自己収入の拡大に努める。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
	船舶の代替建造に併せた業務の効率化	代替船の運航時以降実施	老朽化している練習船「大成丸」の代替建造に当たっては、必要最小限の規模の練習船とすることで燃料等運航経費を縮減する。	1a	練習船「大成丸」の代替建造に当たっては、総トン数5,800トンから約3,990トン、定員214名から176名へと小型化し、燃料等運航経費を節減すべくタービン船から燃費効率の良いディーゼル船として平成26年4月1日から就航させた。	-
	船員養成の効果的・効率的実施	23年度から実施	乗船実習を行う航海訓練所及び座学を行う船員教育機関15校との連携強化等により、船員養成を効果的・効率的に行う。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観点から、航海訓練所と海技教育機関等の船員教育機関15校の事業の在り方について検討する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02 組織体制の整備	代替船の運航時以降実施	練習船「大成丸」の代替建造に伴う練習船隊の整備に併せて、要員を縮減する。	1a	大成丸を小型化したことにより、同船の要員を5名縮減した。	-

No.	84	所管	国土交通省	法人名	航海訓練所
-----	----	----	-------	-----	-------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 社船実習の活用	現在、航海訓練所は、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構から乗船実習を受託し、一元的にこれを実施しているが、船社のニーズの多様化を踏まえ、一定の要件を備えた社船における実習については、航海訓練所における実習と同等の乗船履歴として認めることとし、平成20年度中に措置する。	1	海上運送法の一部改正（平成20年7月17日施行）及び関係省令等の制定（平成20年7月31日施行）により平成21年度から外航海運会社がトン数標準税制の適用を受けようとする場合には、3級海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得させるための外航日本人船員の養成を自ら行わせることとした。具体的には、商船系大学・商船高等専門学校の学生に対する12カ月の乗船訓練のうち、後半6ヵ月について自ら社船を練習船として実習を実施することを義務付けた。（達成時期：平成20年7月）	-
2	事務及び事業の見直し 帆船実習の在り方	航海訓練所が、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構からの委託により実施している乗船実習の一部において、現在、帆船実習が義務づけられているが、平成20年度中に、水産系大学、海上保安庁等の例と同様に、帆船実習の義務付けを廃止するとともに、帆船実習の時期・期間の見直し等の措置を講ずる。	1	帆船実習の義務付けの廃止 平成20年7月、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則を改正し、商船系大学、商船高等専門学校等を対象とした3級海技士（航海）免許取得に係る乗船履歴に義務付けられていた帆船実習について、その義務付けを廃止した。 帆船実習の時期・期間の見直し 学生の就職直前の4月～9月の時期に実施されていた商船系大学の帆船実習の時期については、平成21年から3ヵ月早めて1月～6月の時期に移行するとともに、帆船実習の期間については、21年4月から社船実習を行う学生については、従来の6ヵ月から3ヵ月に短縮するよう措置した。（達成時期：平成20年7月）	-
3	事務及び事業の見直し 遠洋航海等を希望しない学生への措置	現在、海技資格の取得には、一定期間の航海実習を行うことが義務付けられている。この航海訓練所が行う航海実習のうち、最後の6ヶ月の遠洋航海等においては、陸上就職が内定しているなど、その開始時点において遠洋航海等を希望しない者も含まれている。こうした学生が卒業に困難を来すことのないよう、必要な措置について関係府省と協議し、平成20年度中に結論を得る。	1	・遠洋航海等を希望しない学生に対する必要な措置について、商船系大学及び商船高等専門学校を所管する文部科学省高等教育局専門教育課と協議を行った。（達成時期：平成21年3月） ・なお、文部科学省において、転科制度を導入した。	-
4	組織の見直し 支部・事業所の見直し	連絡調整室（東京）を平成20年度中に廃止する。	1	・連絡調整室（東京）は平成20年8月31日をもって廃止し、その業務を横浜本部へ移管した。（達成時期：平成20年8月）	-
5	組織の見直し 船隊構成の見直し	内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、平成23年度までに、小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施する。	1	・大型タービン練習船を小型練習船に代替するに当たっては、タービン練習船の廃止後においても海運業界において通常使用されているタービン船（LNG船等）に配乗可能な海技資格の取得及びタービン技能の習得に支障を生じさせないため、平成20年3月に「タービン代替訓練技術検討委員会」を設置し、代替訓練制度について検討を行った。 ・小型練習船への代替については、練習船「大成丸」を総トン数5,800トンから約3,990トン、定員214名から176名へと小型化し、燃料等運航経費を節減すべくタービン船から燃費効率の良いディーゼル船として平成26年4月1日から就航させ、内航船教育を効率的に実施している。	平成26年4月1日より、就航した。
6	運営の効率化及び自律化 自己収入の増大	航海訓練所における航海訓練費用については、現在ほぼ全額が国費負担となっているため、航海訓練所に対する訓練委託費の見直しについて、平成20年度中に委託期間との間で協議する。	1	・平成19年度に、訓練を委託している各教育機関と協議を行い、平成20年度の訓練委託費について、1人1月3,000円から4,000円へと値上げを行った。（達成時期：平成20年4月） ・その後も各教育機関と増額に係る協議を毎年実施し、平成24年度は1人1月8,000円とした。	-
7	運営の効率化及び自律化 自己収入の増大	今後、事業規模の大きい外航海運会社については、自ら運航する船舶による航海訓練の実施又は航海訓練費用の一部負担のいずれかを求めることとする等、航海訓練に係る官民分担の在り方について検討し、平成20年度中に結論を得る。	1	・海上運送法の一部改正（平成20年7月17日施行）及び関係省令等の制定（平成20年7月31日施行）により、平成21年度から外航海運会社がトン数標準税制の適用を受けようとする場合には、3級海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得させるための外航日本人船員の養成を自ら行わせることとした。具体的には、商船系大学・商船高等専門学校の学生に対する12カ月の乗船訓練の内、後半6ヵ月について自ら社船を練習船として実習を実施することを義務付けた。 ・また、当該社船による実習については、費用を支弁して第三者に委託して行う場合を含めており、委託先を航海訓練所とする場合には、訓練費用の一部（第三者委託費）を負担するよう措置した。（達成時期：平成20年7月）	-

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	海技教育機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。 海技大学校児島分校の土地、建物及び工作物については、平成25年11月29日付けで国庫納付を完了した。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。 海技大学校児島分校の土地、建物及び工作物については、平成25年11月29日付けで国庫納付を完了した。</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。 海技大学校児島分校の土地、建物及び工作物については、平成25年11月29日付けで国庫納付を完了した。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>事務所等の運営は、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 管理業務等の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を6%程度削減することとしている。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>平成23年度末をもって児島清算室を廃止した。 保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしている。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度から平成25年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 345,068千円(84.3%)、競争性のない随意契約 64,152千円(15.7%) (件数ベース) 一般競争等 58件(71.6%)、競争性のない随意契約 23件(28.4%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 224,274千円(78.7%)、競争性のない随意契約 60,567千円(21.3%) (件数ベース) 一般競争等 32件(58.2%)、競争性のない随意契約 23件(41.8%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 363,863千円(87.1%)、競争性のない随意契約 53,867千円(12.9%) (件数ベース) 一般競争等 30件(60.0%)、競争性のない随意契約 20件(40.0%)</p> <p>平成25年度 (金額ベース) 一般競争等 296,751千円(85.1%)、競争性のない随意契約 51,881千円(14.9%) (件数ベース) 一般競争等 40件(67.8%)、競争性のない随意契約 19件(32.2%)</p> <p>競争性のない随意契約の割合が高いのは、契約の相手方が地方公共団体等1者しかない契約であるため。</p> <p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、応札が容易になるよう公告期間を長くする等の取組を実施した。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	共同調達の実施等を検討する。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。

管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	理事長を委員長とする内部評価委員会を設置し、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	海上技術学校及び海上技術短期大学の授業料について、平成22年度から毎月月額1,000円引き上げ、平成26年度の入学生は月額9,900円にしている。
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	出版物の著作権について、自己収入の拡大を図れるよう努めていく。
6. 事業の審査、評価	
複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No	85	所管	国土交通省	法人名	海技教育機構
----	----	----	-------	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 船員養成・再教育事業	受益者負担の拡大	23年度中に実施	次期中期目標期間中（平成23年度から平成27年度）に海上技術学校及び短期大学の授業料（平成21年度月額5,000円）を公立高校並に引き上げる（平成27年度月額9,900円）。さらに、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更なる受益者負担の拡大（授業料及び海運業界等からの負担の拡大）を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
	船員養成の効果的・効率的実施	23年度から実施	乗船実習を行う航海訓練所及び座学を行う船員教育機関15校（商船系大学2校、商船系高等専門学校5校、海技教育機構の海技大学校1校、海上技術短期大学校3校及び海上技術学校4校。以下同じ。）の連携強化等により、船員養成を効果的・効率的に行う。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観点から、航海訓練所と海技教育機構等の船員教育機関15校の事業の在り方について検討する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02	不要資産の国庫返納	海技大学校児島分校	22年度以降実施	児島分校（倉敷）を国庫納付する。	1a	海技大学校児島分校の土地、建物及び工作物については、平成25年11月29日付けで国庫納付を完了した。	
03	事務所等の見直し	児島清算室の廃止	22年度以降実施	児島清算室を廃止する。	1a	平成23年度末をもって児島清算室を廃止した。	

No.	85	所管	国土交通省	法人名	海技教育機構
-----	----	----	-------	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	船員再教育事業	上級海技士資格取得コースのうち、1級及び2級海技士コースを平成20年度から廃止する。	1	平成20年4月から1級及び2級海技士コースを廃止した。	-
2	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	海技大学の児島分校については、その機能を海技大学本校等へ統合し、校舎は廃止する。	1	平成21年3月末をもって教育業務を停止した海技大学児島分校の教育設備等を、平成21年度に海技大学に移転し、サービスの質を低下させることなく教育業務を継承している。	-
3	組織の見直し	組織体制の整備	平成18年4月の海技大学と海員学校の統合を踏まえ、本部における管理機能を強化し、法人の一層の効率的運営を図るため、本部と各学校（9校）の人員配置の見直しを行う。	1	平成18年4月に主たる本部を静岡市に設置し、芦屋市（海技大学）にも本部の一部を組織していたが、平成22年4月より全本部機能を静岡市に集約し、全国に展開する各学校の運営を一括して管理する本部体制を確立している。	-
4	運営の効率化及び自律化	自己収入の拡大	実務教育の実施に当たっては、当該教育に係る実費及び海運業界の状況等を勘案しつつ、適切な受益者負担を導入する。	1	運航実務コースの平成25年度の授業料については、授業1時間当たりのコストとして物件費相当額を反映した引き上げを実施した。	-
5	運営の効率化及び自律化	自己収入の拡大	海上技術短期大学校及び海上技術学校の授業料については、人材確保上教育機関として魅力を失わないことに配慮しつつ、将来的に公立の高等学校の水準を確保するべく、段階的に引き上げる。	1	平成22年の閣議決定に基づき、海上技術短期大学校及び海上技術学校の授業料を平成27年度までに公立高校並み（月額9,900円）に引き上げることとしている。	-

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	航空大学校

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を6%程度削減する。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしている。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度及び平成24年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 1,472,148千円(97.6%)、競争性のない随意契約 36,893千円(2.4%) (件数ベース) 一般競争等 46件(90.2%)、競争性のない随意契約 5件(9.8%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 1,069,991千円(47.4%)、競争性のない随意契約 1,186,907千円(52.6%) (件数ベース) 一般競争等 46件(71.9%)、競争性のない随意契約 18件(28.1%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 1,873,574千円(99.5%)、競争性のない随意契約 9,627千円(0.5%) (件数ベース) 一般競争等 47件(92.2%)、競争性のない随意契約 4件(7.8%)</p> <p>平成25年度 (金額ベース) 一般競争等 1,437,983千円(99.3%)、競争性のない随意契約 9,763千円(0.7%) (件数ベース) 一般競争等 41件(91.1%)、競争性のない随意契約 4件(8.9%)</p> <p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、応札者数の増加を目的として、従来の掲示板及びHPでの公示の他、国の機関(宮崎空港事務所)でも公示を行うことにより、周知拡大を図った。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護に留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。
管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。

<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>独立行政法人航空大学校監事監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>航空会社及び学生の負担割合を平成27年度までに大学校の訓練の実施に直接必要となる経費の2分の1に相当する額(総経費の約3割程度)まで増加させること、また、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みについて、中期計画に盛り込み、現在、これに沿って航空会社による負担が行われている。</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>該当なし。</p>

No	86	所管	国土交通省	法人名	航空大学校
----	----	----	-------	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 航空機操縦士養成事業	受益者負担の拡大	22年度から実施	卒業生は基本的に全員が民間航空会社に就職している実態や、操縦士の養成の際に多くの経費を要している実態を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させることとし、その具体的な内容について次期中期計画において示す。 また、その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入する。	1a	航空会社及び学生の負担割合を平成27年度までに大学校の訓練の実施に直接必要となる経費の2分の1に相当する額（総経費の約3割程度）まで増加させること、また、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みについて、中期計画に盛り込んだところであり、現在、これに沿って航空会社による負担が行われている。（平成23年度約5.8億円、平成24年度約6.5億円）	措置済み
	私立大学の養成課程への協力	22年度から実施	航空機操縦士の養成における民間参入拡大のため、私立大学等の民間養成機関における航空機操縦士の養成が安定的になされるように、民間養成機関への技術支援を着実に実施する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	自動車検査独立行政法人

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。</p> <p>管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を6%程度削減する。</p> <p>東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営の確保を図っている。</p> <p>該当なし。</p> <p>研修施設については、自動車検査に係る実習用コース及び機器が必要であり、民間等に類似の施設は存在しないため、代替は不可能である。</p> <p>保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしている。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 4,745,862千円(89.9%)、競争性のない随意契約 531,582千円(10.1%) (件数ベース) 一般競争等 226件(81.3%)、競争性のない随意契約 52件(18.7%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 3,008,740千円(87.9%)、競争性のない随意契約 412,398千円(12.1%) (件数ベース) 一般競争等 205件(81.3%)、競争性のない随意契約 47件(18.7%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 3,914,375千円(89.9%)、競争性のない随意契約 438,848千円(10.1%) (件数ベース) 一般競争等 202件(78.9%) 競争性のない随意契約 54件(21.1%)</p> <p>平成25年度 (金額ベース) 一般競争等4,200,160千円(77.2%)、競争性のない随意契約1,237,330千円(22.8%) (件数ベース) 一般競争等250件(77.9%)、競争性のない随意契約 71件(22.1%)</p> <p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・応募となる契約を減少させるため、公告期間の延長、業界新聞等を通じた周知等の取組を実施した。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	同一敷地にある国の運輸支局等と警備、清掃業務、消防・空調設備の保守点検等の共同調達を可能な限り実施しているところであり、今後とも、共同調達の実施により調達の効率化、コストの縮減に努める。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	関東検査部管内において民間競争入札を導入(平成23年度～平成27年度)するとともに、この拡大に向け、中部検査部内及び北陸信越検査部内において民間競争入札を実施したところ。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。

管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	監事監査規程等に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	不断に見直しを行うこととしている。
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No	87	所管	国土交通省	法人名	自動車検査独立行政法人
----	----	----	-------	-----	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 自動車検査業務	運輸支局の関連業務との一体化等	23年度以降実施	自動車安全特別会計の見直しの一環として、法人の業務と運輸支局の検査・登録業務を一体化するなど、大幅な効率化を図る。また、軽自動車検査協会との一体的運営・統合を検討し、実施する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
	大幅な民間への業務移管	22年度から実施	指定整備工場の指定要件の緩和、認証工場への周知及び働きかけの強化等を通じ、指定整備率を向上させ、大幅な民間移管を検討し、実施する。 これにより、法人の継続検査に係る事業規模を縮減し、新規検査、街頭検査、構造等変更検査に業務を重点化する。	2a	指定整備率の向上について、国土交通省から整備事業者団体の会合において説明を行うなど、整備業界に周知及び働きかけを行った。（指定整備率 H21年度末：73.3%、H25年度末 74.5% 指定整備工場数 H21年度末：29,111、H25年度末 29,612）	ユーザーの選択肢の確保や利便性の向上にも留意しつつ、民間指定整備工場による指定整備率の向上を図る。
	検査手数料の適正化	23年度以降実施	法人の業務・在り方の見直し、業務範囲の変更等を踏まえ、検査手数料の在り方や水準について検討を行い、検査手数料の適正化を図る。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
	検査業務の高度化に係る費用対効果の検証	23年度以降実施	運営の効率化及び検査の質の向上を図るため、費用対効果を厳密に検証した上で、検査業務の高度化を進める。	2a	検査業務の高度化については、費用対効果を踏まえた上で取り組む旨、平成23年度から始まった中期目標・計画に反映し取り組んでいるところ。	検査業務の高度化に取り組む際には、引き続き、費用対効果を検証する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 事務所等の見直し	本部の移転	23年度中に実施	賃料コスト削減の観点から、本部（新宿区四谷）について、賃料コストの掛からない施設又は賃料コストの低い施設への移転を検討する。	2b	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、交通安全環境研究所との統合及び自動車検査登録業務のうち登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務を自動車検査独立行政法人に移管すること等が決定されている。これらを踏まえ、法人の統合及び登録関係業務の移管に支障を来さないことを前提に、経費削減の観点を含め、総合的に検討を行うこととしている。	引き続き検討する。
03 取引関係の見直し	競争入札の拡大	23年度以降実施	検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札の全国への拡大を検討し、経費節減に努める。	2a	関東検査部管内において民間競争入札を導入（平成23年度～平成27年度）するとともに、この拡大に向け、中部検査部内及び北陸信越検査部内において民間競争入札を実施したところ。	競争入札の拡大については、引き続き検討する。
04 業務運営の効率化等	検査コース数の削減、事務所等の集約・統合、要員の再配置・縮減	23年度以降実施	民間参入の拡大による継続検査業務の縮小等に伴い、検査コースの削減や事務所等を集約・統合し、要員の再配置や縮減等を図る。	2a	指定整備制度の更なる活用については、整備業界に周知及び働きかけを行うなど、着実に民間参入の拡大を図っている。また、業務運営の効率化については、検査件数の推移、安全・環境基準の強化等に伴う検査業務の高度化の状況を踏まえつつ、検査コース数の削減、要員の縮減等に取り組んでいる。	自動車検査独立行政法人の組織運営に関しては、今後、ユーザーの選択肢の確保や利便性の向上にも留意しつつ、民間指定整備工場による指定整備率の向上を図るとともに、安全・環境基準の強化等に伴う検査業務の高度化の状況を踏まえた上で、業務運営の効率化を検討する。

No.	87	所管	国土交通省	法人名	自動車検査独立行政法人
-----	----	----	-------	-----	-------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	民間競争入札の適用	「中央実習センター」(東京)の管理・運営業務について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。	1	民間競争入札を実施し、21年4月に当該業務について民間委託を実施し、現在も継続して実施している。	今後も引き続き民間委託を実施していくこととしている。
2	事務及び事業の見直し	民間競争入札の適用	自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務(関東検査部管内23事務所で行われるもの)について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。	1	民間競争入札を実施し、21年5月に当該業務について民間委託を実施し、現在も継続して実施している。	今後も引き続き民間委託を実施していくこととしている。
3	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	要員配置の見直し、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車技術革新等に対応すべく、新たな研修カリキュラムを設ける等、職員に対する研修を充実させる。	1	要員の縮減を図るなか、安全・環境基準の強化等に伴う検査業務の高度化に対応するため新たな研修カリキュラムを設ける等、職員に対する研修を充実している。	今後も引き続き、安全・環境基準の強化等に伴う検査業務の高度化に対応した研修を実施していくこととしている。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○平成23年5月2日「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特例業務勘定の利益剰余金のうち1,200,000,000千円を平成23年度内に国庫納付した。</p> <p>○鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金3,649,040千円(平成21年度の一部終了に伴う政府出資金1,250,109千円及び平成22年度の一部終了に伴う政府出資金2,398,931千円)を平成23年3月に国庫納付した。</p> <p>●鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金376,502千円(平成25年9月に368,784千円、平成26年3月に7,718千円)は平成25年度に国庫納付した。また、同事業の一部終了に伴う政府出資金176,686千円は平成26年度に国庫納付予定である。</p> <p>○高度船舶技術開発等業務における利子補給及び債務保証業務に係る信用基金(政府出資金)1,000,000千円に係る不要財産の譲渡収入を平成23年9月に国庫納付した。</p> <p>●平成24年度末に廃止した基礎的研究業務に係る政府出資金66,251千円については、そのうち資本剰余金に整理されている政府出資金を財源とする有形固定資産(旧事業団が取得し委託研究機関が使用した研究資機材)の減価償却累計相当分との差額19,148千円を不要財産として平成25年12月に国庫納付した。</p> <p>●今後とも引き続き自主的な見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○事務所等の運営については、鉄道建設事業に係る業務の進捗や国鉄清算事業に係る土地処分の進捗に応じて、事務所等の移転・廃止・縮小を行うことにより、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。</p> <p>●管理等業務の一層の効率化を図り、平成29年度までの5年間で一般管理費の総額を15%程度削減する。なお、平成24年度を最終年度とする第2期中期目標期間においては、一般管理費総額を16.1%削減しており、目標としていた「15%程度の削減」を達成した。</p> <p>○国鉄清算事業品川作業所については、業務の進捗にあわせて、平成23年度末をもって廃止した。</p> <p>○鉄道建設本部東京支社は、事務所借上経費を削減する観点から、平成23年9月に移転を行った。</p>

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○職員宿舎については、平成22年度に上田宿舎、平成24年度に松戸宿舎、習志野台宿舎B棟及び山科宿舎、平成25年度にこずかた寮を売却した。また、保土ヶ谷寮については、売却手続き等を進めた。 ○国鉄清算事業東日本支社については、業務の進捗にあわせて、平成24年度末に廃止した。 ○鉄道建設本部東北新幹線建設局については、業務の進捗にあわせて、平成23年6月に青森市へ移転した。なお、移転の際には、床面積・賃料・立地等を検証の上、移転先を選定した。</p>

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の実績は以下のとおりである。

平成22年度
(金額ベース) 一般競争入札等 188,911,582千円(59.1%)、競争性のない随意契約 130,538,690千円(40.9%)
(件数ベース) 一般競争入札等 988件(58.4%)、競争性のない随意契約 705件(41.6%)

平成23年度
(金額ベース) 一般競争入札等 183,218,134千円(61.5%)、競争性のない随意契約 114,938,951千円(38.5%)
(件数ベース) 一般競争入札等 1,027件(59.4%)、競争性のない随意契約 701件(40.6%)

平成24年度
(金額ベース) 一般競争入札等 157,695,619千円(57.9%)、競争性のない随意契約 114,837,203千円(42.1%)
(件数ベース) 一般競争入札等 841件(60.0%)、競争性のない随意契約 560件(40.0%)

平成25年度
(金額ベース) 一般競争入札等 136,386,565千円(47.4%)、競争性のない随意契約 151,164,778千円(52.6%)
(件数ベース) 一般競争入札等 713件(53.4%)、競争性のない随意契約 621件(46.6%)

●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、競争性のない随意契約のうち特定の工事についての債務年限の制約の廃止、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約については入札参加資格要件等の緩和等を実施した。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>●整備新幹線のレール調達については、委託契約によりJRの調達量の中に、機構の必要調達量を組み入れて調達してもらうことで、コストの縮減を図っている。</p> <p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p> <p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●情報ネットワークシステム管理業務について、平成28年度から民間競争入札を実施する。</p> <p>●「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 内部監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成26年4月1日、監査室を監査部に改組し、監査体制の強化を図ったところである。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 高度船舶技術実用化助成制度においては、有識者から成る「高度船舶技術審査委員会」での審議を経て助成している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 高度船舶技術実用化助成制度において、複数年度にわたる事業については、年度ごとにその進捗状況を有識者から成る「高度船舶技術審査委員会」において審議を経て助成している。また、各段階での評価結果はホームページ上で公表している。</p>

No.	88	所管	国土交通省	法人名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 鉄道建設等業務	コスト削減の取組等の推進	22年度から実施	現在実施しているコスト削減策の効果を検証した上で、一層のコスト削減に努めるとともに、コスト削減の取組・効果については、引き続きホームページ等国民に分かりやすい形で公開する。	2a	これまでと同様に、機構内において「コスト構造改善推進委員会」を開催し、各支社・建設局で実施しているコスト削減策の検証を行い、全社的な情報共有を図り、更なるコスト削減策の実施を促すことで、一層のコスト削減に努めている。 また、コスト削減の取組・効果については、引き続きホームページにて具体的事例を図を用いて示すなど、国民に分かりやすい形で公開している。	国の公共工事コスト構造改善の趣旨を踏まえつつその効果を検証した上で、一層のコスト削減に努める。 また、コスト削減の取組・効果についても、引き続きホームページにて、国民に分かりやすい形で公開する。
02 鉄道助成業務（補助金等交付業務等）	補助金交付業務の一部の国への移管	23年度から実施	補助金等交付業務については、交付先・内容が特定のなものである「財団法人鉄道総合技術研究所に対する超電導磁気浮上式鉄道（リニア）の鉄道技術開発費補助金」及び「日本高速道路保有・債務返済機構に対する新線調査費等補助金」は、国に移管する。	1a	「公益財団法人鉄道総合技術研究所（旧財団法人鉄道総合技術研究所）に対する超電導磁気浮上式鉄道（リニア）の鉄道技術開発費補助金」及び「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する新線調査費等補助金」は、平成23年4月1日より国からの直接交付とした。	措置済み
03 特例業務（国鉄清算業務）	利益剰余金の国庫納付	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。	1a	平成23年5月に成立し公布された「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特例業務勘定の利益剰余金のうち1,200,000,000千円を平成23年6月及び平成24年3月に国庫納付した。	措置済み
04 船舶の共有建造等業務	財務内容の健全化の向上等	22年度から実施	今後の業務の在り方については、重点集中改革期間における取組の成果を踏まえつつ、内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を検討し、その結果を次期中期目標等に反映する。	1a	重点集中改革期間（平成17年度から平成21年度）における取り組みの成果等を踏まえ、「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」（平成16年12月策定）に基づく取組を継続しつつ、平成22年度以降、船舶使用料の引き上げを行うなど更なる財務改善に努めている（船舶使用料の利息相当分の利率 平成22年度「財政融資資金貸付金利+1.35%」、平成23・24・25年度「財政融資資金貸付金利+1.45%」）。これらの取り組みにより平成24年度も約17億円の当期利益を計上し、同額分繰越欠損額が減少した。また、船舶の共有建造業務における政策誘導機能を強化する観点から、平成24年度も引き続きスーパーエコシップや16%CO2排出削減船といった高度な環境性能を有する船舶の建造等に対して重点的な支援を行った。 これらの取り組みを踏まえ、第3期中期目標において、船舶共有建造業務における財務内容改善の取り組みを引き続き行うとしている。具体的には、第3期中期目標期間終了時における未収金残高を31億円以下とするほか、平成25年度に繰越欠損金の削減計画を策定する旨を定めた。また、スーパーエコシップ等の環境にやさしい船舶の建造に重点化するなど、政策意義の高い船舶の建造を促進するものとしている。	措置済み
05 高度船舶技術開発等業務	利子補給及び債務保証業務の終了	22年度中に実施	利子補給及び債務保証業務は、業務方法書を変更し、平成22年度をもって終了する。	1a	基本方針どおり、利子補給及び債務保証業務について、平成23年3月に業務方法書を変更し、平成22年度をもって終了した。	措置済み
06 造船業構造転換業務【経過業務】	-	-	-	-	-	措置済み
07 基礎的研究業務	法人の業務としては廃止	24年度以降実施	法人の業務としては廃止し、真に必要なものについては国で実施する。	1a	鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務としては平成24年度末をもって終了し、国が新たに実施する研究業務に資するため、これまでに培ったノウハウ等の必要な情報を国に提供した。	措置済み
08 内航海運活性化融資業務	-	-	-	-	-	措置済み

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
09	特例業務勘定の利益剰余金	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。	1a	平成23年5月に成立し公布された「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」に基づき、特例業務勘定の利益剰余金のうち1,200,000,000千円を平成23年6月及び平成24年3月に国庫納付した。	措置済み
10	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金12億5000万円を国庫納付する。	1a	鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金3,649,040千円（平成21年度の一部終了に伴う政府出資金1,250,109千円及び平成22年度の一部終了に伴う政府出資金2,398,931千円）を平成23年3月に国庫納付した。	措置済み
11	高度船舶技術開発等業務における信用基金	23年度中に実施	利子補給及び債務保証業務に係る信用基金（政府出資金）10億円を国庫納付する。	1a	利子補給及び債務保証業務に係る信用基金（政府出資金）1,000,000千円に係る不要財産の譲渡収入を平成23年9月に国庫納付した。	措置済み

12	事務所等の見直し	地方機関の見直し	23年度以降実施	国鉄清算事業東日本支社（大宮）、国鉄清算事業西日本支社（淀川区）、品川作業所等について、土地処分の進捗等に応じて、組織の縮小・廃止等の見直しを行う。また、鉄道建設本部東京支社（芝公園）について、事務所借上経費を削減する観点から、移転等を検討する。	2a	国鉄清算事業東日本支社、国鉄清算事業西日本支社及び品川作業所については、業務の進捗を見極め、組織の縮小・廃止等の見直しを行うこととしており、業務の進捗にあわせて、このうち国鉄清算事業東日本支社は平成24年度末をもって、品川作業所は平成23年度末をもって廃止した。 また、鉄道建設本部東京支社については、事務所借上経費を削減する観点から、平成23年9月に移転を行った。	国鉄清算事業西日本支社は、業務の進捗を見極め、組織の縮小・廃止等の見直しを行う。
13	職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎については、業務の進捗状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。	2a	職員宿舎の処分については、平成22年度に上田宿舎、平成24年度に松戸宿舎、習志野台宿舎B棟及び山科宿舎、平成25年度にこずかた寮を売却した。また、保土ヶ谷寮については、売却手続き等を進めた。 借上宿舎も含めた宿舎の集約化については、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣）に基づき、着実な実施を図った。	保土ヶ谷寮については、売却手続き等を進める。 また、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣）に基づき、宿舎の集約化を着実に進める。
14	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-

No.	88	所管	国土交通省	法人名	鉄道建設・運輸施設整備支援機
-----	----	----	-------	-----	----------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化 保有資産の見直し	箱根分室を平成20年度内に売却する。	1	箱根分室については、平成21年6月及び12月に売却した。	-
2		麻布分室を売却するものとし、売却時期等について速やかに検討する。	1	麻布分室については、平成22年9月に売却した。	-
3		松戸宿舎C棟等を平成20年以降に売却する。	1	・西船橋寮については平成21年5月に、上田宿舎については平成22年10月に売却した。 ・松戸宿舎C棟、D棟及び山科宿舎については平成25年2月に売却した。 ・こずかた寮については平成26年3月に売却した。	-
4		習志野台宿舎B棟等について、次期中期計画に盛り込まれた業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら、集約化を図る。	1	習志野台宿舎B棟については、平成25年2月に売却した。	-

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	国際観光振興機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>資産については、平成21年度末時点での政府出資金1,397,611千円のうち、439,185千円を不要財産の額として確定した上で、平成26年3月に不要財産の国庫納付を行い、資本金減資登記を行った。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>インドネシアのジャカルタにおいて、平成26年3月に、国際交流基金及び日本貿易振興機構と同一のビルに本法人の事務所を開設し、共用化を実現した。また、中国の上海において、平成26年6月に、日本貿易振興機構の入居ビルに本法人の事務所が移転し、共用化を実現した。</p> <p>管理業務等の一層の効率化を図ったほか、デジタル複合機の複数年契約による契約金額の削減等の契約見直しにより、平成25年度一般管理費計画額に対して、5%削減した(13,000千円減)。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>本機構の東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営の確保を図っている。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>インドネシアのジャカルタにおいて、平成26年3月に、国際交流基金及び日本貿易振興機構と同一のビルに本法人の事務所を開設し、共用化を実現した。また、中国の上海において、平成26年6月に、日本貿易振興機構の入居ビルに本法人の事務所が移転し、共用化を実現した。</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>

<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>平成23年12月31日に法人直営の外国人観光案内所を廃止したことに伴い、本部事務所スペースの縮減を行い、賃料の削減を実現した(11,993千円減)。また、平成24年7月には、家主との値下げ交渉を行い、本部事務所の賃料を約6.3%削減した(11,235千円減)。</p>
<p>3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等</p>	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度から平成25年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 202,442千円(50.5%)、競争性のない随意契約 198,455千円(49.5%) (件数ベース) 一般競争等 30件(66.7%)、競争性のない随意契約 15件(33.3%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 170,115千円(48.9%)、競争性のない随意契約 177,854千円(51.1%) (件数ベース) 一般競争等 31件(72.1%)、競争性のない随意契約 12件(27.9%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 156,840千円(48.8%)、競争性のない随意契約 164,513千円(51.2%) (件数ベース) 一般競争等 27件(71.1%)、競争性のない随意契約 11件(28.9%)</p> <p>平成25年度 (金額ベース) 一般競争等 183,713千円(53.4%)、競争性のない随意契約 160,237千円(46.6%) (件数ベース) 一般競争等 29件(70.7%)、競争性のない随意契約 12件(29.3%)</p> <p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、十分な公告期間の確保、仕様書の内容の見直し、入札参加要件の緩和等の措置を講じている。また、平成23年度、平成24年度に引き続き、平成25年8月には平成24年度における見直し計画のフォローアップをホームページで公表した。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	

契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」を踏まえ、外部有識者を委員とする契約監視委員会を設置し、個別の契約状況について点検、見直しを実施しているほか、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約に係る競争性・透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
調達の見直し	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>市場化テストの対象となった通訳案内士試験事業については、平成21年度は民間競争入札により調達を行った(契約期間は平成21、22年度の2か年度)。</p> <p>平成23年度以降は、市場化テストの対象から外れたが、一般競争入札(総合評価落札方式)の実施により、引き続き、当機構の提供するサービスの質の維持・向上と経費の削減に努めている。</p>
<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
<p>独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	

<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。</p>
管理運営の適正化	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にする等、徹底した透明化・合理化を図る。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>独立行政法人通則法及び機構監事監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>該当なし。</p>

No	89	所管	国土交通省	法人名	国際観光振興機構
----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等	企画・立案・調査業務の国への移管、民間との役割分担	23年度から実施	企画・立案・調査に関わる業務は国（観光庁）に一元化し、法人は海外事務所を基盤とした業務に重点化する（例：調査事業については、海外で実施する必要があるもののみを法人が行い、国際観光白書、消費動向調査、訪問地調査は国に移管する。）。 民間と競合する海外プロモーションの国委託事業へは不参加とし、民間にゆだねる。	1a	企画・立案・海外で実施する必要のない調査（国際観光白書、消費動向調査、訪問地調査）に関する業務を国（観光庁）に一元化した。 海外プロモーションの国委託事業には参加せず、民間に委ねることとした。	
	法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）の廃止	23年度から実施	法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）を廃止する。民間委託は業務の効率化を図った上で行う。	1a	法人直営の外国人観光案内所は平成23年12月31日をもって廃止し、案内の際に使用する国内観光資源に関する情報ファイルの見直し、配布用印刷物の種類の見直し、ビジット・ジャパン案内所に対する後方支援業務等の一部を本部の業務とする等の業務の効率化を行った上で、平成24年1月1日より民間委託を開始した。	
	通訳案内士試験業務の民間等への移管	24年度以降実施	通訳案内士試験の執行業務については、他の実施主体に移管することを検討する。	2a	他の実施主体が本試験業務を引き受ける可能性を見出すためには、まずは本試験業務の収支が償う状態とする必要があることから、受験者数の増大を図るため、試験ガイドラインに基づく語学試験における多肢選択式（マークシート方式）の導入、公的施設の活用等試験実施方法の見直しを通じた試験実施経費の削減に取り組むとともに、筆記試験免除対象の拡大、準会場制度の導入、通訳案内士の制度及び試験の広報周知の強化に取り組んだ。試験実施手法の見直し等に伴い試験の実施に必要な実費が増加したことから、試験事務の持続的な遂行を担保するために平成26年5月に受験手数料の改定を行った。引き続き他の実施主体への移管可能性について検討を行っている。	他の実施主体への移管の可能性について検討を行うにあたり、まずは収支改善策の目途をつけることが重要であるため、英語以外の語学試験における多肢選択式（マークシート方式）の導入の検討、準会場制度の導入拡大、通訳案内士の制度及び試験の広報周知の強化等により、受験者数の更なる増加を目指す。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02		23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際交流基金の事務所との共用化等を図る。	1a	バンコク事務所については、国際交流基金の事務所との共用化等のため、同基金が入居するビルへ平成23年7月2日に移転し、7月4日に開所した。 また、北京事務所についても、同基金が入居するビルへ8月27日に移転し、8月29日に開所した。	
03	事務所等の見直し	22年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	外務省、経済産業省及び国土交通省でとりまとめた独立行政法人の海外事務所の近接化に関する方針に基づき、国際交流基金、国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構が有する海外事務所の今後3年間の移転及び新設計画（移転・新設の場所・時期）を共有。情報セキュリティ管理の必要性等にも配慮しつつ、関係省庁・機関の相互の情報共有及び共同検討の体制について平成22年度中に合意。 なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）等を踏まえ、国際協力機構、国際交流基金及び日本貿易振興機構の海外事務所とのワンストップサービスを実現するとともに、国際観光振興機構の海外事務所がない拠点においても他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう関係省庁及び各法人において検討を進めており、平成24年夏までに結論を得ることとしている。	
04	本部事務所の移転	23年度以降実施	経費節減の観点から、本部事務所（有楽町）を移転する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	水資源機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて 1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>利益剰余金の取扱については、第2期中期計画に引き続き第3期中期計画(平成29年度まで)においても、国及び利水者の今後の負担軽減を図る観点から、後年度における経常的な管理経費の縮減や施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費の負担を抑制するため、関係機関と調整を行った上で、主務大臣による積立金の承認(約579億円)を受け活用することとした。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>『本社・支社局と事務所の役割分担や業務の実施方法の見直し、業務スペースの適正化及び組織の統廃合を推進し、間接部門のスリム化及び事務所の業務体制の効率化を図る』ことを第3期中期計画に規定し、取り組んでいる。</p> <p>平成26年4月には、これまでに引き続き一般管理部門、現場事務所を併せて対前年度29名減とした。</p> <p>平成25年9月に本社の業務スペースを(4.5フロア 3フロア)、同11月に吉野川局の業務スペースを(3フロア 2フロア)、それぞれ縮減した。</p> <p>吉野川局について、その機能を維持しつつ、関西支社との組織統合の実現のため、四国各県等の関係各機関との意見交換を行うなど、調整を行っているところ。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>職員研修施設については、本社会議室、貸会議室、民間宿泊施設等を利用することにより職員研修機能を代替することとし、処分等を実施する際の課題整理など検討を進めている。</p>

<p>本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>宿舎の効率的な運用のための集約化や人員減等により不要となる宿舎については、中期計画に基づき処分を進めている。また、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣)に基づき廃止とされた宿舎については、借り上げ宿舎7戸及び保有宿舎13戸の合計20戸の処分を行うなど、順次処分を進めている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等</p>	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度以降の実績は以下のとおりである。</p> <p>【平成22年度】 (金額ベース)一般競争等48,483,353千円(86.6%)、競争性のない随意契約7,492,748千円(13.4%) (件数ベース)一般競争等1,468件(81.8%)、競争性のない随意契約326件(18.2%)</p> <p>【平成23年度】 (金額ベース)一般競争等32,787,968千円(81.7%)、競争性のない随意契約7,362,565千円(18.3%) (件数ベース)一般競争等1,355件(82.3%)、競争性のない随意契約292件(17.7%)</p> <p>【平成24年度】 (金額ベース)一般競争等29,154,717千円(79.2%)、競争性のない随意契約7,633,852千円(20.8%) (件数ベース)一般競争等1,344件(85.0%)、競争性のない随意契約237件(15.0%)</p> <p>【平成25年度】 (金額ベース)一般競争等34,278,931千円(73.5%)、競争性のない随意契約12,330,747千円(26.5%) (件数ベース)一般競争等1,238件(83.4%)、競争性のない随意契約246件(16.6%)</p> <p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約を行うものは、発注前の本社での確認及び契約監視委員会での確認を行い、厳格な適用を図っている。また、四半期毎に契約監視委員会で検証を行っている。</p> <p>同様に、一般競争入札においては、一者応札の改善のための取り組みとして、事業者へのファックスによる通知などの公告方法の見直し、公告期間の延長、入札参加条件の緩和、ロットの拡大又は分割による発注規模の見直し、複数年契約の導入、発注の前倒しなどを実施した。また、四半期毎に契約監視委員会で点検し、見直しの余地について検証している。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	

契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)に基づき、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保している。</p>
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>機構の関連法人としては、(公財)愛知・豊川用水振興協会が該当する。平成25年度において、当該法人との間で随意契約は行っていない。</p>
調達の見直し	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>該当なし</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>該当なし</p>
<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>「公共サービス改革プログラム(平成23年4月)」等を踏まえ、被服、コピー用紙等事務用品の調達、保険など機構内の集約発注を実施し、調達の効率化、コスト縮減を図っている。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
<p>独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	

<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。</p>
管理運営の適正化	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図っている。なお、運営費交付金については交付を受けていない。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>機構の内部監査を実施する監査担当部局を理事長の直轄組織とし、内部監査機能を強化した。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>該当なし</p>

No.	90	所管	国土交通省	法人名	水資源機構
-----	----	----	-------	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 ダム・用水路等の新築・改築	実施中の事業の完了	-	水の供給量を増大させる施設の新築事業は、現在実施中の6事業の完了をもって終了する。	2a	平成22年度当時実施中であった水の供給量を増大させる新築事業6事業のうち、滝沢ダム建設事業及び大山ダム建設事業については事業完了し、管理を実施している。その他の4事業については、「ダム事業の検証に係る検討について」(平成22年9月28日付け国土交通大臣から独立行政法人水資源機構理事長あて公文)におけるダム事業の検証対象とされたことから、新たな段階に入らずに現状を維持することとし、事業の継続または中止といった事業の方針の決定のための検討を進めてきた。このうち、小石原川ダム建設事業については平成24年12月6日に国土交通省により「継続」との対応方針が決定された。	事業の継続が決定した小石原川ダム建設事業については、事業の進捗を図っていく。 検証中の3事業については、事業の方針の判断のために必要な検討を進めていく。
02 ダム・用水路等の管理	維持管理業務等の民間委託の拡大等	22年度から実施	施設の監視等のうち単純定型業務、維持・補修・更新等の工事、施設管理に係る点検業務、測量・調査・設計等の業務については、コストを検証しつつ可能なものについては民間委託の更なる拡大を図る。 ダム等の施設操作・水管理に係る業務において、取水設備の操作、水質保全施設の運用、日々の気象・水象のデータの管理等のうち、安全や利害調整に直結しない業務については、コストを検証しつつ可能な部分について民間委託を行う。 これらの取組について、可能なものから着実に進めるとともに、平成23年中に計画を策定し、進めていく。 また、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務について、利水者等の意見を踏まえ、検討する。	2a	平成23年12月26日に「独立行政法人水資源機構 維持管理業務等民間委託拡大計画」(以下「民間委託拡大計画」という。)を策定し、管理に係る業務量全体に対する民間委託率の目標値を拡大することとした。 平成24年度からは民間委託拡大計画に基づき、モデル地区において民間委託拡大に係る試行業務を実施し、平成25年2月末までに「コスト比較」、「受注業者の確保」及び「信頼性の確保」の観点から検証を行った。この検証結果と平成25年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本方針」を踏まえ、民間委託の拡大又は定年退職者の活用によりコスト縮減を図ることとし、民間委託拡大計画で定める平成29年度末の民間委託目標値を引き上げるなど、同計画の改定を平成26年3月に決定した。 また、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務についても、広報資料館の管理運営、管理用道路の維持管理等について、移管に向けた協議を進めているところである。なお、管理用道路の一部については移管したところであり、広報資料館については、引き続き運営の無人化等により、経費縮減を着実に進めているところである。	民間委託拡大計画に基づき、民間委託を拡大するとともに、定年退職者の活用を図るなど、民間委託拡大の取り組みを着実に実施していく。 また、管理用道路等の移管協議も進めていく。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03 職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎について、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。	2a	宿舎の効率的な運用のための集約化や人員減等により不要となる宿舎については、整理合理化計画及び中期計画に基づき処分を進めている。また、それ以外の宿舎についても、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月24日行政改革大臣)に基づき、今後の利用状況等を考慮し処分等の検討を行っている。 本社においては、本社から遠距離となっている宿舎の集約化を図るため、本社近傍地(さいたま市見沼区)に新宿舎を平成24年9月に完成させ、既存の4宿舎のうち3宿舎については、平成26年3月に国交省に現物納付し、残り1宿舎については同年6月に売却処分した。また、本社以外の宿舎については、順次売却手続きを進めており、17件中11件の宿舎を処分した。以上のことから全体では21件中15件の宿舎処分が完了し、残り6件の宿舎については、引き続き売却手続きを進めているところである。	引き続き処分に向けて取り組みを進めるとともに、見直しに向けた検討を行うこととしている。
04 取引関係の見直し	一般競争入札の拡大及び一者応札の改善	22年度から実施	平成22年6月に作成した新たな「随意契約等見直し計画」等に基づき、随意契約の厳格な適用を図るとともに、公告期間等の改善、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し、複数年契約の導入等実質的な競争性を確保するための取組を早急に進める。	2a	平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約を行うものは、発注前の本社での確認、契約監視委員会での確認を行い、厳格な適用を図っている。また、四半期毎に契約監視委員会で検証を行っている。 同様に、一般競争入札においては、一者応札の改善のための取り組みとして、事業者へのファックスによる通知などの公告方法の見直し、公告期間の延長、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し(ロットの拡大又は分割)、複数年契約の導入、発注の前倒しなどを実施した。その結果、平成21年度に49.2%(413件)であった一者応札は、平成22年度は19.2%(132件)、平成23年度は20.4%(141件)、平成24年度は19.1%(148件)、平成25年度は30.7%(341件)となった。また、四半期毎に契約監視委員会で点検し、見直しの余地について検証している。 平成22年度 一般競争等1,468件(81.8%)48,483,353千円(86.6%)、競争性のない随意契約326件(18.2%)7,492,748千円(13.4%) 平成23年度 一般競争等1,355件(82.3%)32,787,968千円(81.7%)、競争性のない随意契約292件(17.7%)7,362,565千円(18.3%) 平成24年度 一般競争等1,344件(85.0%)29,154,717千円(79.2%)、競争性のない随意契約237件(15.0%)7,633,852千円(20.8%) 平成25年度 一般競争等1,238件(83.4%)34,278,931千円(73.5%)、競争性のない随意契約246件(16.6%)12,330,747千円(26.5%)	今後も、引き続き左記の取り組みを実施していく。

05	保有資産の見直し	利益剰余金の国庫返納の早急な検討	22年度から実施	機構の利益剰余金の国庫への返還について早急に検討を行い、有効に活用する。	2a	利益剰余金の取扱については、第2期中期計画に引き続き第3期中期計画(平成29年度まで)においても、国及び利水者の今後の負担軽減を図る観点から、後年度における経常的な管理経費の縮減や施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費の負担を抑制するため、関係機関と調整を行った上で、主務大臣による積立金の承認(約579億円)を受け活用することとした。	承認を受けた積立金を活用し、今後とも国及び利水者の負担軽減を図る。
06	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	—

No.	90	所管	国土交通省	法人名	水資源機構
-----	----	----	-------	-----	-------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	随意契約の見直し	一般競争入札方式の拡大等		<p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約を行うものは、発注前の本社での確認、契約監視委員会での確認を行い、厳格な適用を図っている。また、四半期毎に契約監視委員会で検証を行っている。</p> <p>同様に、一般競争入札においては、一者応札の改善のための取り組みとして、事業者へのファックスによる通知などの公告方法の見直し、公告期間の延長、入札参加条件の緩和、発注規模の見直し（ロットの拡大又は分割）、複数年契約の導入、発注の前倒しなどを実施した。その結果、平成21年度に49.2%（413件）であった一者応札は、平成22年度は19.2%（132件）、平成23年度は20.4%（141件）、平成24年度は19.1%（148件）、平成25年度は30.7%（341件）となった。また、四半期毎に契約監視委員会で点検し、見直しの余地について検証している。</p> <p>平成22年度 一般競争等1,468件（81.8%）48,483,353千円（86.6%）、競争性のない随意契約326件（18.2%）7,492,748千円（13.4%）</p> <p>平成23年度 一般競争等1,355件（82.3%）32,787,968千円（81.7%）、競争性のない随意契約292件（17.7%）7,362,565千円（18.3%）</p> <p>平成24年度 一般競争等1,344件（85.0%）29,154,717千円（79.2%）、競争性のない随意契約237件（15.0%）7,633,852千円（20.8%）</p> <p>平成25年度 一般競争等1,238件（83.4%）34,278,931千円（73.5%）、競争性のない随意契約246件（16.6%）12,330,747千円（26.5%）</p> <p>また、談合等、不正行為に関わった業者に対し指名停止期間の延長等の既実施したペナルティ強化を維持し、加えて、毎年度、新規採用職員、退職予定者に対し、談合防止等についての説明会を実施した。さらに、広く職員が参加できる研修等において、独占禁止法等に係る研修を実施するとともに、機構（公団）の既退職者を対象とした法令遵守についての説明会を行った。</p>	-	
2	保有資産の見直し	本社宿舍等の処分		<p>本社宿舍については、平成24年度までに高円寺等の既存宿舍用地等を処分することにより、本社近傍（さいたま市）に新宿舍を建設して集約化する。さらに、新宿舍の建設による集約化により、平成25年度以降に本社から遠距離となっている宿舍の処分を検討する。</p> <p>本社以外の宿舍については、平成24年度までに未利用宿舍及び将来未利用になる宿舍を売却等により処分する。また、低利用宿舍は、再編・整備、それに伴う処分等の可否について検討を行う。</p> <p>本社等の会議所については、原則として売却等の処分を行う。</p>	<p>本社宿舍については、本社から遠距離となっている宿舍の集約化を図るため、本社近傍地（さいたま市見沼区）に新宿舍を平成24年9月に完成させ、4宿舍のうち3宿舍は、平成26年3月に現物納付し、1宿舍は平成26年6月に売却処分した。</p> <p>本社以外の宿舍については、順次売却手続きを進めた結果、17件中11件の宿舍を処分した。残り6件の宿舍については、引き続き売却手続きを進めているところである。</p> <p>本社等の会議所については、平成22年度を持って処分を完了した。</p>	-

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	自動車事故対策機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>機構の設立後に借り入れた事務所及び借上宿舎に係る敷金・保証金には運営費交付金を充ててきたところ、平成25年3月末までに、事務所借料の減額、宿舎の解約等により、返戻を受けた計17,155千円については、新たな敷金等の差し入れ等に充てる目的で預金等として留保していたが、将来にわたり機構の業務を確実に実施する上でその必要がなくなったと認められたため、平成25年9月3日に全額を国庫納付した。</p> <p>また、平成25年4月から平成26年3月末までに同様の返戻金として受け取った計2,361千円についても、同様に国庫納付の手続きを進めているところである。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。</p> <p>管理等業務の一層の効率化を図り、平成28年度までの5年間で一般管理費を平成23年度比で15%以上削減する。</p> <p>東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営の確保を図っている。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>事務所借料の値下げ交渉等を実施することで、平成21～25年度に賃借料を145,456千円、事務所スペースを1,455㎡削減した。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度～平成25年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 1,606,475千円(35.6%)、競争性のない随意契約 2,904,360千円(64.4%) (件数ベース) 一般競争等 125件(59.2%)、競争性のない随意契約 86件(40.8%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 1,512,867千円(33.4%)、競争性のない随意契約 3,016,459千円(66.6%) (件数ベース) 一般競争等 91件(53.8%)、競争性のない随意契約 78件(46.2%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 1,382,995千円(29.9%) 競争性のない随意契約 3,240,166千円(70.1%) (件数ベース) 一般競争等 84件(51.2%) 競争性のない随意契約 80件(48.8%)</p> <p>平成25年度 (金額ベース) 一般競争等 1,612,790千円(32.9%) 競争性のない随意契約 3,289,050千円(67.1%) (件数ベース) 一般競争等 83件(50.9%) 競争性のない随意契約 80件(49.1%)</p> <p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、実質的な競争性を確保するため、総合評価落札方式の拡大、複数年度契約の拡大に取り組んでいる。なお、競争性のない随意契約及び一者応札・応募の改善については、公告期間の延長、競争参加資格の緩和等の措置を講じている。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の実施を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。

<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。</p>
<p>管理運営の適正化</p>	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>会計内部監査実施細則に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。また、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、基本方針に基づきコンプライアンスの推進を図っている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>該当なし。</p>

No	91	所管	国土交通省	法人名	自動車事故対策機構
----	----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 被害者援護業務	-	-	-	-	-	-
02 安全指導業務	安全指導業務の見直し	22年度から実施	適性診断事業及び指導講習事業については、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間への業務移管を進める。 具体的には、適性診断事業については、更に民間参入を拡大するための目標を策定し、自治体の協力も得つつ、民間への業務移管を進める。 指導講習事業については、自治体の協力も得つつ、民間参入を促進するための取組を行い、民間への業務移管を進める。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
03 自動車アセスメント	自動車アセスメント業務の交通安全環境研究所への移管	23年度から実施	平成23年度においては、交通安全環境研究所への移管について、交通安全環境研究所の施設改修の可否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04 事務所等の見直し	支所の合理化	22年度以降実施	経費削減の観点から、事業規模に応じた賃借料の削減の取組を進めるとともに、安全指導業務における民間参入の状況に応じて、支所の合理化を進める。	2a	i-NATS（ネットワーク端末機）の導入に伴い、導入支所のレイアウト見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースを返還し、また、事務所借料の値下げ交渉等を実施することで、平成21～25年度に賃借料を145,456千円、事務所スペースを1,455㎡削減した。 また、第三期中期目標・中期計画においては、業務量のバランス、被害者援護業務の充実、安全指導業務への民間参入の促進、適性診断の電子化を踏まえた支所の人員配置、体制の見直しを検討することとされているところ、機構内に組織合理化検討委員会・組織合理化検討PTを設置し検討を行った結果、平成25年度に合理化方策を策定した。	平成25年度に策定した合理化方策の内容等に基づき、平成28年度までに主管支所及び支所の合理化を実施するとともに、今後も引き続き、合理化を図る。

No.	9 1	所管	国土交通省	法人名	自動車事故対策機構
-----	-----	----	-------	-----	-----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	生活資金貸付	債権回収経費について、平成20年度に平成18年度末比で20%程度を目的に経費の一層の削減を進める。	1	平成19年度及び平成20年度において事故対策事業推進員（債権回収要員）の主管支所への集約化に加え、債権回収業務の効率化を図ったことにより、平成18年度比26.8%の経費を削減済み。	-
2	組織の見直し	組織体制の整備	管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成20年度中に、平成18年度末比で10%に相当する管理職（194人中19人）を削減する。	1	平成20年度末に平成18年度末比で10%を上回る管理職を削減済み（194人中 28人）。	-
3	運営の効率化及び自律化	随意契約の見直し	4カ所ある療護センターの警備・清掃等の施設管理業務については、平成20年度から、一般競争入札を導入する。	1	平成20年度に一般競争入札を導入済み。	-
4		自己収入の拡大	療護センターが保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託する。	1	平成21、23年度を除き、11,000件以上の外部検査を達成。第二期中期目標期間中（平成19年度～平成23年度）の年度平均として11,431件を達成。	-
5			指導講習業務・適性診断業務について、IT化による事務の効率化等により経費の削減を図りつつ、受講者数・受診者数の増加努力や受益者の実費負担率の向上により、自己収入比率を平成23年度までに50%以上（平成18年度実績41.6%）に引き上げる。	1	トップセールス等による受講・受診の促進のPR及びIT化による事務の効率化等により経費の削減に努めた結果、平成23年度の自己収入比率は目標の50%を上回る66.0%となり、達成済み。	-

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	空港周辺整備機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。</p> <p>管理等業務の効率化を図ったほか、大阪国際空港事業本部を廃止したことにより、平成24年度までの5年間で一般管理費の総額について54.5%に相当する額を削減した。</p> <p>管理等業務の一層の効率化を図り、平成29年度までの5年間で一般管理費の総額を15%以上削減する。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>大阪国際空港における機構の業務については、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」(平成23年法律第54号)に基づいて、新関西国際空港株式会社に承継し、大阪国際空港事業本部を廃止した。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度、平成23年度及び平成24年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 171,579千円(88.6%)、競争性のない随意契約 22,141千円(11.4%) (件数ベース) 一般競争等 29件(85.3%)、競争性のない随意契約 5件(14.7%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 143,413千円(63.9%)、競争性のない随意契約 80,864千円(36.0%) (件数ベース) 一般競争等 24件(80.0%)、競争性のない随意契約 6件(20.0%)</p> <p>再開発整備事業において、「騒音斉合施設建設委託契約」により契約を締結したため、競争性のない随意契約が増加した。(1件、59,297千円)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 70,408千円(85.1%)、競争性のない随意契約 12,340千円(14.9%) (件数ベース) 一般競争等 10件(71.4%)、競争性のない随意契約 4件(28.6%)</p> <p>平成25年度 (金額ベース) 一般競争等 76,403千円(88.4%)、競争性のない随意契約 9,997千円(11.6%) (件数ベース) 一般競争等 13件(81.3%)、競争性のない随意契約 3件(18.8%)</p> <p>平成22年5月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・応募となった契約について、仕様書等の見直し、入札参加要件の緩和、公告期間の見直し等の措置を講じている。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係の有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。

管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	監事監査要綱に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No.	92	所管	国土交通省	法人名	空港周辺整備機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 民家防音事業、移転補償事業、再開発整備事業、緑地造成事業（いわゆる空港周辺環境対策）	事業規模の縮減	23年度以降実施	周辺環境対策の進捗よく、コスト縮減等を通じて、事業規模の縮減を図る。 関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴う周辺環境対策事業の実施主体の移管の検討結果等を踏まえ、適切な政府出資の規模を検討する。	2a	周辺環境対策の進捗よく等を通じて、事業規模の縮減を図り、平成23年度予算において事業費を前年度比14.9%減の55億円に、平成24年度予算においては「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」（平成23年法律第54号。以下「関空・伊丹経営統合法」という。）に基づき平成24年7月1日に大阪国際空港事業本部を廃止したことに伴い、事業費を前年度比47.5%減の29億円とし、更に平成25年度予算において事業費を前年度比13.0%減の25億円とした。平成26年度予算においては、民家防音事業費、再開発整備事業費、緑地造成事業費については削減したが、移転補償事業費の増（前年度比3億円増）に伴い、事業費全体では前年度比4.3%増の26億円とした。 政府出資については、関空・伊丹経営統合法に基づき、機構に対する政府出資金のうち大阪国際空港の業務に係る部分として平成24年7月1日に7.5億円を減少した。（政府出資金10.5億円 3億円）	平成25年度からの中期計画において、事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度の福岡空港事業本部分）比で5%以上に相当する額を削減することとしている。
	福岡空港事業本部の業務については今後検討	23年度以降実施	福岡空港の周辺環境対策については、国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受けて、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行う中で、実施主体の検討を行う。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 業務運営の効率化等	組織・人員の縮減等	22年度以降実施	周辺環境対策の進捗よくとともに、組織・人員の縮減等運営の効率化を進める。	2a	周辺環境対策の進捗よくに合わせ、平成23年4月に、大阪国際空港事業本部において、用地補償課と緑地造成課を緑地整備課として統合し、定員3名を削減した。 平成24年度において関空・伊丹経営統合法に基づき大阪国際空港事業本部を廃止したこと等により、役職員数は、平成23年度の67名（役員7名、職員60名）から32名（役員4名、職員28名）に縮減した。	平成25年度からの中期計画において、現在の事業三課体制の二課体制への見直し、管理要員の定員の見直しを行うこととしている。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	都市再生機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 実物資産については、保有の必要性の見直しを行い、再編計画や処分計画を策定し、不要となった資産について適宜処分を行っているところであり、引き続き、本基本方針を踏まえ、着実に実施する。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 事務所等の実物資産については、事業の進捗状況や保有の必要性等を勘案して再編計画や処分計画を策定し、事務所等の移転・集約を進めるとともに、不要となった資産について適宜処分を行っているところである。</p> <p>● 管理等業務の一層の効率化を図り、平成21年度から平成25年度までの5年間で一般管理費の総額を20%以上削減した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 平成22年度までに多摩ニュータウン事業本部事務所を廃止し、新宿アイランドタワーに集約した。</p> <p>○ 平成23年度においては、八王子現地事務所を廃止し、建物除去・更地化したうえ、平成25年5月に処分を完了した。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 研修センターについて、平成24年度に廃止及び処分を完了した。</p>

○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。

○ 事務所等の実物資産については、事業の進捗状況や保有の必要性等を勘案して再編計画や処分計画を策定し、不要となった資産について適宜処分を行っているところである。(神奈川地域支社の本社ビルへの集約、八王子現地事務所の処分等)

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ 平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの及び移行に時間を要するもの以外は全て一般競争入札等に移行し、当該計画を更に進め、移行に時間を要するものについても遅くとも平成22年度中に随意契約を完了することとして、平成22年6月に「随意契約等見直し計画」を策定した。同計画を受け、平成22年度をもって一般競争入札等に移行した。なお、平成22年度から平成25年度までの実績は以下のとおりである。

平成22年度
(金額ベース) 一般競争等242,467,758千円(86.3%)、競争性のない随意契約38,388,298千円(13.7%)
(件数ベース) 一般競争等6,242件(74.8%)、競争性のない随意契約2,104件(25.2%)
平成23年度
(金額ベース) 一般競争等166,286,172千円(93.8%)、競争性のない随意契約10,987,124千円(6.2%)
(件数ベース) 一般競争等4,769件(88.7%)、競争性のない随意契約607件(11.3%)
平成24年度
(金額ベース) 一般競争等467,217,486千円(97.9%)、競争性のない随意契約10,042,260千円(2.1%)
(件数ベース) 一般競争等5,817件(90.3%)、競争性のない随意契約623件(9.7%)
平成25年度
(金額ベース) 一般競争等436,611,112千円(96.8%)、競争性のない随意契約14,203,861千円(3.2%)
(件数ベース) 一般競争等4,524件(87.7%)、競争性のない随意契約633件(12.3%)

○ 平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・一者応募となった契約については、より一層の競争性を確保するため、その推測される要因を踏まえ、情報提供の拡充、公告等期間の十分な確保、応募要件の緩和、仕様書の充実、業務準備期間の確保及び再公募の実施などの改善方策を実施している。競争性のない随意契約については、平成20年度(同計画策定時)に866億円(30.6%)あったものを、平成25年度においては真にやむを得ないものだけの142億円(3.2%)まで削減した。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p> <p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)に基づき、機構と一定の関係を有する法人(総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引額が3分の1以上の法人で、機構の役員経験者が再就職している又は機構の課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職している法人)が契約相手方となった場合においては、当該契約に係る情報の他、機構から当該法人への再就職に係る状況及び機構と当該法人との間の取引に係る状況について、機構ホームページに公表する取組みを、平成23年7月から実施している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 国土交通省設置のワーキンググループにおいて平成23年3月30日付で取りまとめられた「独立行政法人都市再生機構の関係会社における利益剰余金の取扱いに関する基本的な考え方」により、関係会社の利益剰余金については、会社の整理・統廃合を行う中で機構の有する会社株式の売却等により利益剰余金相当額を適切に回収することを基本としつつ、当面、機構の関係会社として存続することとなる会社については、今後の会社の整理・統廃合に支障を来すことなく、かつ、会社の自立的な経営が可能な範囲内で、会社の整理・統廃合に先行して一定の利益剰余金の返納を要請すべきとされた。</p> <p>○ この会社の整理・統廃合に先行して行う利益剰余金の返納については、上記基本的な考え方に基づき、機構が関係会社及びその株主等と協議を行い、平成25年6月までに国土交通省から要請のあった140億円全額の返納を受けた。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● UR営業センターや現地案内所等の入居者募集業務について、平成21年7月から、公共サービス改革法に基づく市場化テストを実施した(業務実施期間:平成21年7月1日～平成24年6月30日)。 ● 平成23年7月15日閣議決定された「公共サービス改革基本方針」を踏まえ、平成24年7月1日以降も引き続き市場化テストの業務を実施している。 ● 「公共サービス改革基本方針」を踏まえ、UR-NETの運用支援等に関する業務について、市場化テストの業務を実施する(契約期間:平成29年4月から平成34年3月まで)。
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。給与振込経費については、国よりも低廉なものとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、的確に内部監査を実施している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、第三者委員会である「事業評価監視委員会」を設置し、外部評価を機構の事業に適切に反映することとしている。 ● 平成23年度から新たな都市再生実施基準の運用を開始し、都市再生事業の着手前に新基準への適合検証を行うこととした。適合検証結果は事業評価監視委員会の評価を受け、その評価結果は事業着手後、速やかに公表している。 ● 平成25年度は7地区について基準への適合を検証し、事業評価監視委員会で評価を受けた。また、7地区について事業に着手したため、評価結果を公表した。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 事業評価実施規程、事業評価実施要領等に基づき、対象となる事業ごとに事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行い、必要に応じて事業の見直しを行うほか、継続が適当でない場合には事業を中止する等の対応方針に則り、評価結果を事業実施過程に適切に反映させている。 ● 再評価及び事後評価の実施にあたっては、学識経験者の第三者から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くものとし、審議の結果を踏まえた機構の対応方針については、これをホームページで公表している。 ● 平成25年度は、新規採択時評価(1件)、再評価(5件)、事後評価(2件)を実施した。</p>

No.	94	所管	国土交通省	法人名	都市再生機構
-----	----	----	-------	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 事務・事業全般について	事務・事業全般の見直し及び機構の在り方の検討	22年度から実施	機構は、14兆円の負債及び3500億円の繰越欠損金を有していることから、これによる将来的な国民負担の発生を避けるため、以下の取組を含め、事務・事業全般について抜本的な見直しを行い、これを踏まえた新たな経営改善計画を策定する。また、組織の見直しを含め、機構の在り方について検討する。	-	○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
02 都市再生事業	都市再生事業実施に係る基準を明確化し、事業規模の縮減	22年度から実施	事業実施に係る4基準 ・政策的意義を有していること ・民間のみでは実施困難な要因を有していること ・機構の事業採算性が確保されていること ・事業実施において適切な民間誘導がなされること について、新たな基準に盛り込むべき事項を平成22年中に作成し、平成23年度予算案に反映させるとともに、今後の事業規模の縮減を図る。 また、リスク管理や事業中止の判断、事業を適切に推進していく上で必要な事項について、併せて検討する。	2a	○第三者委員会（事業評価監視委員会）による検討を踏まえて新たな都市再生事業実施基準（以下「新基準」という。）を作成し、平成23年度から運用を開始した。 ○平成26年度予算については、新基準を踏まえて必要最小限の事業を計上した。 ○今後も引き続き、新規事業については、あらかじめ新基準に適合することを検証し、第三者委員会の評価を受けた上で事業に着手することとしている。 ○また、リスク管理、事業中止の判断等については第三者委員会による検討を踏まえて基準等を作成し、平成23年度から運用を開始した。	今後も引き続き新基準等を運用していくこととしている。
03 賃貸住宅事業	市場家賃部分の民間への移行、高齢者・低所得者向け住宅の自治体又は国への移行	23年度から実施	機構の負債等の縮減のため、賃貸住宅事業の規模を縮減する。機構が保有する住宅の譲渡に当たっては、機構の財務体質を悪化させないため、売却価格が将来にわたる収入を上回るようにする。 機構が保有する住宅のうち、政策的に公的関与の必要性の低いものについては、民間への移行を積極的に進める。まずは都心部の高額家賃物件から民間への入札を実施することとし、その結果を踏まえ、さらに、上記の考え方にのっとり、民間への移行を進める。また、築年数や入居状況、将来需要の見通し等を踏まえて用途転換や集約化を進める住宅については、それらを着実に進めるとともに、それに伴って発生する余剰地については、公的な利用を図るほか民間への処分等を着実に進める。 あわせて、自治体における政策上の必要性を十分に踏まえ、自治体への譲渡等に向けた協議を進める。 これらの内容については、定期的に検証・精査する枠組みを構築するとともに、毎年度、適切な情報公開を進める。 以上の措置の実施に際しては、居住者の居住の安定に配慮しつつ、丁寧に進める。 なお、機構が保有している住宅については、管理業務を一般競争入札等により実施するなど、可能な限り管理コストの縮減を図る。また、自治体への譲渡等に向けた協議が成立しなかった住宅については、自治体と連携した適切な管理・運営の仕組みの構築を図るとともに、住宅管理の在り方について検討する。	2a	○左記の具体的内容のうち、「機構の負債等の縮減のため、賃貸住宅事業の規模を縮減する。機構が保有する住宅の譲渡に当たっては、機構の財務体質を悪化させないため、売却価格が将来にわたる収入を上回るようにする。機構が保有する住宅のうち、政策的に公的関与の必要性の低いものについては、民間への移行を積極的に進める。まずは都心部の高額家賃物件から民間への入札を実施することとし、その結果を踏まえ、さらに、上記の考え方にのっとり、民間への移行を進める。」については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理（※）されている。 （※）「東京都心部の高額賃貸住宅（約13,000戸）については、平成26年度から順次、サブリース契約により民間事業者へ運営を委ね、将来的に、賃貸住宅事業の経営の過度な負担とならない限り、売却する。」 ○左記の具体的内容のうち上記以外の措置内容は次のとおり。 ◇機構が保有する住宅について、平成25年度においては、2,503戸（平成24年度1,458戸）のストックの再編に新たに着手するとともに、5,035戸（平成24年度4,745戸）のストックを削減した。 ◇工程表等に基づく取組は以下のとおり。 ・都心部の高額家賃物件の譲渡等について、経営合理性や物件の権利関係、規模等を勘案の上、対象物件を選定し、公募等手続きを実施した。平成24年6月に入札を実施したところ、4社の応札があったが、すべて予定価格を下回り不発となった。 ・平成25年度において、21.9haの整備敷地について公的な利用のほか民間への譲渡等を行った。 ・地方公共団体への譲渡等については、平成23年度に実施した団地が存する全ての公共団体（250団体）に対する確認を踏まえ、平成25年度においても意向確認を実施した。財政状況が厳しいことや公営住宅も縮減する方向にあるなどの理由により、現時点で譲渡に至った団体はない。 ・これらの取組については、定期的に検証・精査する枠組みを構築し、毎年度、適切な情報公開を行っていく。 ◇賃貸住宅の現地管理業務については、平成22年度より総合評価方式による一般競争入札を実施し、競争性のある契約方式に移行した。 ◇自治体への譲渡等へ向けた協議が成立しなかった住宅について、地方公共団体や民間事業者、NPO等との連携により、社会的な要請が高まりつつある少子高齢化対応施設（高齢者支援施設、子育て支援施設）の誘致と併せて、既存賃貸住宅ストックの再生・活用を推進する等の仕組みを構築し、地方公共団体との連携及び適切な役割分担の下、地域の活性化及び医療・福祉等の拠点として再整備を行うなどの取組を実施する。	今後も引き続き工程表等に基づき適切に対応していく。
04 ニュータウン事業	土地の供給・処分完了に向けた取組を推進	30年度までに実施	現在実施中の事業については、平成25年度までに工事を完了し、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成30年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進する。	-	○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
05 特定公園施設業務	業務完了に向けた取組を推進	30年度までに実施	公園管理者との調整、施設譲渡等を行い、平成30年度までの業務完了に向けた取組を促進する。	2a	○平成25年度までに、10箇所の国営公園における業務を完了した。引き続き残る6箇所の国営公園において、公園管理者との調整、施設譲渡等を着実に進め、平成30年度までの業務完了に向けた取組を進める。	今後も引き続き平成30年度までの業務完了に向けた取組を進める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06	保有資産の見直し	本社及び新宿アイランドタワー	23年度以降実施	本社及び新宿アイランドタワーについて、自ら保有するよりもコストを削減する観点から、処分・移転について検討する。	2a	○本社及び新宿アイランドタワーの処分・移転については、経済合理性及びコスト削減の観点から不動産市況等についても継続的に調査検討を行っており、新宿アイランドタワーについては、平成26年7月22日より売却（一部リースバック）に関する公募を実施している。	経済合理性及びコスト削減の観点から、リースバックや他への移転等の検討を引き続き行い、不動産市況等の動向を見据えながら適切に対応する。
07		研修センター	23年度以降実施	研修センターを廃止し、早期に処分する。	1a	○研修センターについて、平成24年度に廃止及び処分を完了した。	—
08		賃貸事業用事務所等施設等の処分	22年度から実施	賃貸事業用事務所等施設、居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）、分譲住宅団地内賃貸施設及び倉庫について、計画・条件に従って順次売却を進める。	2a	○賃貸事業用事務所等施設については、従前権利者との関係等売却の前提条件を整理した物件の処分を図り、平成25年度は4物件（床面積約41,800㎡）を処分した。 ○居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）については、借地人からの買受けの申し出があった場合等において、敷地利用上の制限がなく、地方公共団体等との必要な調整が整ったものは売却を実施することとしているが、平成25年度は、神大寺三丁目（敷地面積約12㎡）及びタウン石堀山（敷地面積約11㎡）を処分した。 ○分譲住宅団地内賃貸施設（4物件）については、施設の用途及び法的な制限等から賃借人等への特定譲渡を打診し、1物件（床面積139㎡）について買取りを検討するとの回答を得て、交渉を継続中。平成22年度に公募を行ったものの制約に至らなかった1物件（床面積316㎡）については、再度民間事業者の意向確認を行い、入札意向が確認できたため、再公募に向けた準備を行っているところ。 ○倉庫については、平成21年度に策定した倉庫再編計画において処分対象となった、2倉庫（奈良（土地面積440㎡）、高島平（土地面積480㎡））について、平成24年度に高島平倉庫を処分したことにより、処分を完了した。	賃貸事業用事務所等施設については、不動産市況を勘案しつつ、従前権利者との関係等売却の前提条件が整理された物件から随時売却を進める。 居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）については、借地人からの買受けの申し出があった場合等において、敷地利用上の制限がなく、地方公共団体等との必要な調整が整ったものは売却を実施する。 分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえつつ売却を進める。
09	職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎については、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。	2a	○平成21年度末時点で48物件あった職員宿舎について、業務の進捗状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進めており、平成25年度については8物件（土地面積約23,600㎡）を処分した（平成25年度末時点で31物件）。	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）を踏まえ、不要となる宿舎について、順次廃止・処分手続きを行う。

10	取引関係の見直し	一般競争入札の拡大及び一者応札の改善	22年度から実施	<p>随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、競争性のない随意契約は、事務所賃貸借等の真にやむを得ないものに限定し、それ以外は、平成22年度までに競争性のある契約に移行する（平成25年度から前倒し）。一者応札については、再入札の実施や公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、競争性を確保する。</p>	2a	<p>○随意契約については、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、平成22年度をもって随意契約を終了し、一般競争入札等、競争性のある契約方式に移行した。</p> <p>○また、「随意契約等見直し計画」を着実に実施し、競争性のない随意契約については、平成20年度（同計画策定時）に866億円あったものを、平成25年度においては、随意契約によるものが真にやむを得ないものだけの142億円まで削減した。</p> <p>○一般競争入札等の実施にあたっては、一者応札・一者応募となった契約については、より一層の競争性を確保するため、その推測される要因を踏まえ、情報提供の拡充、公告等期間の十分な確保、応募要件の緩和、仕様書の充実、業務準備期間の確保及び再公募の実施などの改善方策を平成22年度から実施しており、平成25年度についても、上記の改善方策を引き続き実施した（一者応札等の実績は、平成21年度は506件、平成22年度は486件、平成23年度は361件、平成24年度は1,217件、平成25年度は519件となっている。）。</p>	<p>随意契約については、引き続き「真にやむを得ないもの」に限定して締結することとする。</p> <p>競争性のある契約についても、1者応札等となった契約案件については引き続き更なる競争性を確保すべく、複数応札となるよう改善策を検討することとする。</p> <p>なお、1者応札の原因が構造的なものに起因する場合は、契約監視委員会での審議等を踏まえ、契約相手方が固定的であることを前提に、いかにしてコスト削減を図るかといった観点での検討を必要に応じて行うこととする。</p>
11		関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	23年度から実施	<p>関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。</p>	2a	<p>○国土交通省設置のワーキンググループにおいて平成23年3月30日付で取りまとめられた「独立行政法人都市再生機構の関係会社における利益剰余金の取扱いに関する基本的な考え方」により、関係会社の利益剰余金については、会社の整理・統廃合を行う中で機構の有する会社株式の売却等により利益剰余金相当額を適切に回収することを基本としつつ、当面、機構の関係会社として存続することとなる会社については、今後の会社の整理・統廃合に支障を来すことなく、かつ、会社の自主的な経営が可能な範囲内で、会社の整理・統廃合に先行して一定の利益剰余金の返納を要請すべきとされた。</p> <p>○この会社の整理・統廃合に先行して行う利益剰余金の返納については、上記基本的な考え方に基づき、機構が関係会社及びその株主等と協議を行い、平成25年6月までに国土交通省から要請のあった140億円全額の返納を受けた。</p> <p>○また、「独立行政法人都市再生機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（政策評価・独立行政法人評価委員会：平成25年12月16日付）」を踏まえ、当機構が直接出資する関係会社に対して経営状況に応じた配当を要請した結果、平成26年6月に8社から計1.4億円の配当金を受領した。</p>	<p>今後も当機構が直接出資する関係会社に対して経営状況に応じて配当金を受領する。</p>
12		関係法人の整理・統廃合等	23年度以降実施	<p>機構と関係法人の複雑な資本関係を整理する観点から、関係法人の整理・統廃合について、早急に工程表を策定する。また、引き続き、機構から関係法人への再就職あっせんは行わないなど、不適切な再就職を生じさせないための措置を講じる。</p>	—	<p>○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。</p>	—
13	人件費等の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	<p>職務・職責に応じた給与体系の運用、業務の見直しとあわせて組織のスリム化・管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費や一般管理費の一層の抑制に取り組む。</p>	—	<p>○「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。</p>	—
14	組織体制の整備	外部評価の適切な反映	22年度から実施	<p>案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。</p>	2a	<p>○事業の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、第三者委員会として設置された「事業評価監視委員会」を平成25年度に3回開催し、再評価・事後評価の対応方針案及び都市再生事業実施基準の適合検証結果について意見を求めることにより、機構の事業に外部評価を適切に反映させている。</p>	<p>今後も引き続き、「事業評価監視委員会」に意見を求めることにより、機構の事業に外部評価を適切に反映させることとしている。</p>

No.	94	所管	国土交通省	法人名	都市再生機構
-----	----	----	-------	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	関連会社等との随意契約の見直し	○関連会社等との随意契約について、原則すべて競争性のある契約方式への移行を図る。	1	関係法人との随意契約については、平成22年度をもって原則全て競争性のある契約方式への移行を完了済みである。	-
2	運営の効率化及び自律化	関連会社等との随意契約の見直し	○都市再生機構においては平成18年度末において4,955億円の繰越欠損金をかかえているにもかかわらず、関連会社等の中には剰余金を生じているものもあり、関連会社等との随意契約の見直しとあわせ、関連会社等の剰余金を含めた自己資本の水準を検証の上、機構の政策目的にふさわしい活用方を講ずるものとする。	1	随意契約については、「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、平成22年度をもって随意契約を終了し、一般競争入札等、競争性のある契約方式に移行した。 閣議決定を受け、日本総合住生活（株）について、平成21年6月開催の同社株主総会において機構への金銭寄附を決議し、機構へ124億円が寄附されたことから、これを団地の環境整備等に活用した。 これに加えて、関係会社の利益剰余金については、国土交通省設置のワーキンググループにおいて平成23年3月30日付で取りまとめられた「独立行政法人都市再生機構の関係会社における利益剰余金の取扱いに関する基本的な考え方」に基づき、機構が関係会社及びその株主等と協議を行い、平成25年3月に8社から40億円、平成25年6月に3社から100億円、計140億円の返納を受けたところ。	-
3	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○事務所再編計画を策定し、不要となった事務所は処分を行う。その際、本社及び新宿アイランドタワーについては、リースバックでの対応も検討する。	2	事務所については、平成21年度に再編計画を策定し、着実な実施を図っている。また、1支社を本社ビルに集約した。 本社及び新宿アイランドタワーについては、経済合理性及びコスト削減の観点から、リースバックや他への移転等を前提とした処分についての検討を引き続き行い、不動産市況等の動向を見据えながら適切に対応することとしている。 なお、新宿アイランドタワーについては、平成26年7月22日より売却（一部リースバック）に関する公募を実施。	事務所については、策定した再編計画に基づき、不要となるものについて、処分手続きを行う。 本社については、経済合理性及びコスト削減の観点から、リースバックや他への移転等の検討を引き続き行い、不動産市況等の動向を見据えながら適切に対応する。
4	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○研修センターについて、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、売却等の可能性について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討する。	1	研修センター（土地面積約15,000㎡）については、平成24年度に処分を完了した。	-
5	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性について、早急に検討を進める。	1	証券化対象割賦債権の対象拡大については、証券化に係る一定の適正が認められた債権について、経済合理性の比較検討を行ったが、現在の市場環境において証券化の対象拡大は生涯収支上不利との結果を得ている。	-
6	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○分室については、平成19年度末までに売却する。ただし、再開発予定地区にある分室については、当該地区の事業進捗により存廃を決定する。	1	分室については、再開発予定地区にある分室を除き平成19年度までに処分した。また、再開発予定地区にある分室についても、平成20年度に廃止し、平成22年度に処分を完了した。	-
7	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○保養所については、平成20年度末までに一括して処分する。	1	保養所については、平成19年度に一括して処分を完了した。	-

8	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○宿舎については、平成20年度末までに、平成21年度以降5年間の宿舎再編計画を策定し、不要宿舎は廃止・処分する。	1	宿舎については、平成20年度に策定した新たな再編計画に基づき、業務の進捗状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進めており、平成21年度以降13箇所・322戸の廃止を完了した。	-
9	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○倉庫については、平成20年度以降に倉庫再編計画を策定し、不要倉庫は処分する。	1	倉庫については、平成21年度に再編計画を策定し、処分対象となった物件（土地面積計約900㎡）の処分を平成24年度までに完了した。	-
10	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○賃貸事業用事務所等施設については、従前権利者との関係等売却の前提条件を整理した物件から随時売却を進める。	2	賃貸事業用事務所等施設については、従前権利者との関係等売却の前提条件を整理した物件の処分を図り、平成18年度から平成25年度までに15物件（床面積93,663㎡）を処分した。	賃貸事業用事務所等施設については、不動産市況を勘案しつつ、従前権利者との関係等売却の前提条件が整理された物件から随時売却を進める。
11	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）については、借地人から買受けの申出があり、敷地利用上の制限がなく、地方公共団体等との必要な調整が整ったものは売却を実施する。	2	居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）については、契約期間満了時又は借地人から買受けの申出があった場合の調整・判断基準に基づき売却することとしており、平成18年度から平成25年度までに5物件（33,851㎡）を売却した。	居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）については、借地人からの買受けの申し出があった場合等において、敷地利用上の制限がなく、地方公共団体等との必要な調整が整ったものは売却を実施する。
12	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえつつ、売却等処分を推進する。	2	分譲住宅団地内賃貸施設（4物件）については、施設の用途及び法的な制限等から賃借人等への特定譲渡を打診し、1物件（床面積139㎡）について買取りを検討すると回答を得て、交渉を継続中。平成22年度に公募を行ったものの制約に至らなかった1物件（床面積316㎡）については、再度民間事業者の意向確認を行い、入札意向が確認できたため、再公募に向けた準備を行っているところ。	分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえつつ売却を進める。
13	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○平成19年度にニュータウン等事業の一部の事業用定期借地について、環境が整い次第、証券化を進める。	2	事業用定期借地（底地）の証券化については、平成19年度に特定目的会社を設立し、投資家等の公募を実施したが、平成20年度の金融環境の悪化の影響で、優先交渉権者の辞退により、証券化には至らなかった。経済合理性の観点から、現在の市場環境において証券化は生涯収支上不利と認識している。	事業用定期借地（底地）の証券化については、平成19年度に特定目的会社を設立し、投資家等の公募を実施したが、平成20年度の金融環境の悪化の影響で、優先交渉権者の辞退により、証券化には至らなかった。経済合理性及びコスト削減等の検討を引き続き行い、証券化市況等の動向を見据えながら適切に対応する。
14	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	○ニュータウン地区内の利便施設について、賃借人である施設運営会社との協議が整い次第、売却する。	1	ニュータウン地区内の利便施設については、賃借人である施設運営会社との協議が整い、平成20年度に施設運営会社へ売却した。	-

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	奄美群島振興開発基金

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。</p> <p>管理業務の一層の効率化を図り、平成25年度までの5年間で一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)を15%以上削減することを目標としており、平成25事業年度までにおいて、約15%削減を達成した。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしている。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>【平成22年度】 (金額ベース)一般競争等 5,880千円(60.3%)、競争性のない随意契約 3,879千円(39.7%) (件数ベース)一般競争等 1件(20.0%)、競争性のない随意契約 4件(80.0%)</p> <p>【平成23年度】 (金額ベース)一般競争等 9,713千円(71.5%)、競争性のない随意契約 3,867千円(28.5%) (件数ベース)一般競争等 2件(33.3%)、競争性のない随意契約 4件(66.7%)</p> <p>【平成24年度】 (金額ベース)一般競争等 4,975千円(56.9%)、競争性のない随意契約 3,762千円(43.1%) (件数ベース)一般競争等 1件(20.0%)、競争性のない随意契約 4件(80.0%)</p> <p>【平成25年度】 (金額ベース)一般競争等 5,046千円(55.4%)、競争性のない随意契約 4,055千円(44.6%) (件数ベース)一般競争等 1件(20.0%)、競争性のない随意契約 4件(80.0%)</p> <p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札において、入札期間の延長を図り、他社の入札を募るなど競争性の確保及びコストの削減に努めた。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき作成した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の実施を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。

管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	法定外福利厚生費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。給与振込経費については、国よりも低廉なものとなっている。
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	監事及び会計監査人による監査に加え、内部監査を含む内部統制担当職員を千人配置しているほか、理事長を長とするコンプライアンス委員会を設置している。
5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No.	94	所管	国土交通省	法人名	奄美群島振興開発基金
-----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針																																				
01 保証業務	財務内容の健全化の向上	22年度から実施	審査の厳格化、事業者に対する経営・再生支援の措置等によるリスク管理債権の削減、債権管理・回収の強化等により、財務内容の健全化に努める。	2a	<p>これまで取り組んでいる、理事長以下を構成員とする審査委員会の実施、中小企業情報データベースの活用等による審査の厳格化、事業者に対するモニタリング強化を通じた経営・再生支援措置の強化及び督促体制の合理化、法的回収の効率的な推進等管理・回収の徹底に加え、コンサルタント的役割を強化し、地元行政、商工団体、金融機関等と連携し群島の産業活性化のサポートを図りながら、奄美基金利用者の信用リスクの改善、利用機会の増加を促すことで収支の改善・財務内容の健全化に努めることとしている。</p> <p>(参考)</p> <p>・リスク管理債権</p> <table border="1"> <tr> <td>H19年度</td> <td>9,466,417千円</td> <td>H20年度</td> <td>9,029,628千円</td> <td>H21年度</td> <td>7,777,824千円</td> </tr> <tr> <td>H22年度</td> <td>7,588,182千円</td> <td>H23年度</td> <td>7,338,851千円</td> <td>H24年度</td> <td>6,984,261千円</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>6,802,501千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・債権回収状況</p> <p>貸付金(最終期限経過)</p> <table border="1"> <tr> <td>H19年度</td> <td>145,579千円</td> <td>H20年度</td> <td>85,237千円</td> <td>H21年度</td> <td>109,745千円</td> </tr> <tr> <td>H22年度</td> <td>96,647千円</td> <td>H23年度</td> <td>151,135千円</td> <td>H24年度</td> <td>182,020千円</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>108,097千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	H19年度	9,466,417千円	H20年度	9,029,628千円	H21年度	7,777,824千円	H22年度	7,588,182千円	H23年度	7,338,851千円	H24年度	6,984,261千円	H25年度	6,802,501千円					H19年度	145,579千円	H20年度	85,237千円	H21年度	109,745千円	H22年度	96,647千円	H23年度	151,135千円	H24年度	182,020千円	H25年度	108,097千円					引き続き、審査の厳格化及び債権管理・回収の強化に努めるとともに、地域の事業者等に対する創業、起業支援及び経営改善等の研修会の効果の向上及び地域金融機関として経営サポート的役割の一層の充実を図り、融資先等個別の経営改善を促進することで基金の財務内容の健全化に繋げることとしている。
H19年度						9,466,417千円	H20年度	9,029,628千円	H21年度	7,777,824千円																																
H22年度	7,588,182千円	H23年度	7,338,851千円	H24年度	6,984,261千円																																					
H25年度	6,802,501千円																																									
H19年度	145,579千円	H20年度	85,237千円	H21年度	109,745千円																																					
H22年度	96,647千円	H23年度	151,135千円	H24年度	182,020千円																																					
H25年度	108,097千円																																									
02 融資業務																																										

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	日本高速道路保有・債務返済機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等(案)
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>当機構が保有する高速道路事業用地について、国及び高速道路会社と連携し、有効利用の促進を図るとともに、有効利用が見込めない用地が発生した場合には、売却に向けた諸手続きを着実に進め、債務の返済に充てる。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>管理等業務の一層の効率化を図り、平成25年度から平成29年度までの5年間で一般管理費を5%以上削減する。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、主たる事務所を平成27年3月末までに神奈川県に移転する。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしている。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成25年度までの実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 6,543,849千円(96.5%)、競争性のない随意契約 233,875千円(3.5%) (件数ベース) 一般競争等 70件(85.4%)、競争性のない随意契約 12件(14.6%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 7,295,267千円(96.9%)、競争性のない随意契約 231,572千円(3.1%) (件数ベース) 一般競争等 80件(87.0%)、競争性のない随意契約 12件(13.0%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 9,264,741千円(97.6%)、競争性のない随意契約 224,018千円(2.4%) (件数ベース) 一般競争等 62件(83.8%)、競争性のない随意契約 12件(16.2%)</p> <p>平成25年度 (金額ベース) 一般競争等9,182,348千円(97.6%)、競争性のない随意契約 226,238千円(2.4%) (件数ベース) 一般競争等49件(79.0%)、競争性のない随意契約 13件(21.0%)</p> <p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・一者応募への対策の強化として、参加資格要件緩和の検討・見直し、入札情報に関する周知の拡充、公告期間の延長等を実施している。また、契約後には、一者応札・一者応募となった契約及び競争性のない随意契約について、契約監視委員会において当該契約の入札要件等の妥当性に関して点検・検証を行い、その評価と議事内容を公表することとしており、徹底した競争性及び透明性を確保している。</p> <p>平成25年度においては、外部有識者及び監事による「契約監視委員会」を開催し、「一者応札・一者応募となった契約」について競争性の確保を目指す方針が執られているか等の点検・検証を行ったところ、全ての契約について特段の指摘・問題はなかった。また、その結果については機構ホームページで公表した。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	

契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
調達の見直し	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
<p>独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	

<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。</p>
<p>管理運営の適正化</p>	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>監事監査要綱に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>該当なし。</p>

No.	95	所管	国土交通省	法人名	日本高速道路保有・債務返済機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 高速道路の保有・貸付け、債務返済、道路管理者の権限の代行等	高速道路会社も含めた債務残高の公表の検討	23年度から実施	本法人の決算時において、高速道路会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を公表することを検討する。	1a	高速道路会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を平成22年度決算発表時（平成23年8月2日）から当機構のホームページ等で公表している。	—
	道路管理者（国）の権限代行に係る業務の効率的実施	23年度から実施	高速道路の管理業務効率化の観点から、本法人が行っている道路管理者（国）の権限代行業務について、特殊車両通行許可の事務において包括的な事前協議を実施するとともに、道路占用許可の事務においてチェックリストを導入し、業務の見直しを行う。	1a	特殊車両通行許可事務については、地方整備局、都道府県、政令指定都市と平成23年6月から包括的事前協議を行い、業務の効率化を図った。道路占用許可事務におけるチェックリストについては、平成22年10月から前倒しで導入し、各高速道路会社に通知するとともに、一層の適正な運用を図るため、引き続き担当者向け講習会を開催するなどにより更なる周知を図っている。	—
02 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理等	—	—	—	—	—	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03 事務所等の見直し	東京事務所の移転	22年度から実施	経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転について検討する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	住宅金融支援機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>平成21年度1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国からの出資金2,300億円を平成23年3月14日に国庫納付済みである。</p> <p>平成23年度政府予算において国庫納付することとしていた次の国からの出資金について、平成24年3月16日に国庫納付済みである。</p> <p>A L Mリスク対応出資金113億円、金利変動準備基金106億円、優良住宅取得支援制度出資金300億円、住宅融資保険事業及びまちづくり融資の見直しを行い、不要となった次の国からの出資金について、平成24年11月21日に国庫納付済みである。</p> <p>保険引受リスク対応出資金234億円、まちづくり融資に係る信用リスク対応出資金7億円、今後とも、引き続き自主的な見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>管理等業務の一層の効率化を図り、平成28年度までに、一般管理費の総額を平成23年度対比15%以上削減する。</p> <p>本機構の東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営の確保を図っている。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」において、平成28年度末までに北関東支店と南九州支店を他支店と統合することとされており、それぞれの統合先を首都圏支店、九州支店とすることについて、平成26年4月に役員会へ付議し、組織決定した。</p> <p>職員宿舍について、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に基づき処分することとしていた12宿舍については、平成24年2月末までに売却し、これによって同計画に基づく宿舍の処分は完了した。また、「独立行政法人の職員宿舍見直し実施計画」(平成24年12月行政改革担当大臣決定)に基づき、第2期中期計画(平成28年度末まで)において処分するとしていた3保有宿舍の売却手続きの完了(一般競争入札により平成25年5月末までに完了)のほか、処分対象の15保有宿舍のうち、空き家となった藤井寺宿舍について一般競争入札を実施し、平成26年3月に売却手続きを完了した。なお、公庫総合運動場については、平成25年4月に売却済み。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成23年度、平成24年度及び25年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 48,002,348千円(96.2%)、競争性のない随意契約 1,914,064千円(3.8%) (件数ベース) 一般競争等 1,003件(88.2%)、競争性のない随意契約 134件(11.8%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 59,256,779千円(97.4%)、競争性のない随意契約 1,606,296千円(2.6%) (件数ベース) 一般競争等 981件(91.8%)、競争性のない随意契約 88件(8.2%)</p> <p>平成25年度 (金額ベース) 一般競争等 59,259,657千円(98.4%)、競争性のない随意契約 944,714千円(1.6%) (件数ベース) 一般競争等 875件(91.8%)、競争性のない随意契約 78件(8.2%)</p> <p>平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・一者応募の改善は、事業者に関する参加条件は業務内容に照らし真に必要性の高いものに限り設定する。過去に一者応札となった案件等は、競争参加資格の資格等級を全等級に拡げて入札等を実施する等の取組を実施した。引き続き、随意契約見直し計画の達成や一者応札・一者応募の改善に向けて取組を進める。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>独法全体について具体的かつ適用可能な横断的取組方針が示された場合には、それを踏まえて対応を検討する。</p>
調達の見直し	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。</p>
<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>Withシステム(機構内イントラネット)の運用業務について平成27年度以降、官民競争入札を実施する予定である。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化</p>	
<p>独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、改正独立行政法人通則法の枠組においても引き続き適切なチェックを実施していく。</p>
<p>管理運営の適正化</p>	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。給与振込経費については、国よりも低廉なものとなっている。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。また、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を図っている。</p>

5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No	97	所管	国土交通省	法人名	住宅金融支援機構
----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 証券化支援事業	ALMリスク対応出資金の国庫返納	23年度中に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率（フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	1a	平成24年3月16日に113億円を国庫納付済みである。	
	金利変動準備基金の国庫返納	23年度中に実施	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	1a	平成24年3月16日に106億円を国庫納付済みである。	
02 住宅融資保険事業	廃止	24年度から実施	平成21年4月の「経済危機対策」により平成23年度まで保険料率引下げ（平成21年12月の「緊急経済対策」において、平成22年12月まで引下率上乘せ）が行われているところであり、経済対策終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、証券化支援事業と連動して実施する必要がある事業等（フラット35に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。	1a	住宅融資保険事業については、平成24年度から、証券化支援事業と連動して行う必要がある事業等（フラット35に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）に限定し、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。不要となった政府出資金については、平成24年11月21日に234億円を国庫納付済みである。	
	高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資保険を実施する。	1a	厚生労働省と連携して「サービス付き高齢者向け住宅」の創設に向けた検討を行い、平成23年10月20日に「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」（平成23年法律第32号）が施行されたことを受けて、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金についての民間金融機関のリースモーゲージを付保対象とする住宅融資保険事業を実施している。なお、平成24年度から、従来の住宅融資保険事業は廃止し、証券化支援事業と連動して行う必要がある事業等に限定し、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。	
03 住宅資金貸付事業	賃貸住宅融資の廃止	23年度から実施	現行の賃貸住宅融資について、平成23年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。	1a	平成23年度から、従来の賃貸住宅融資は廃止し、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する賃貸住宅への融資事業に限り、民間の代替が可能となるまでの措置として行っている。	
	高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資を実施する。	1a	厚生労働省と連携して「サービス付き高齢者向け住宅」の創設に向けた検討を行い、平成23年10月20日に「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」（平成23年法律第32号）が施行されたことを受けて、同年11月7日からサービス付き高齢者向け住宅として登録された賃貸住宅への融資業務を実施している。なお、平成23年度から、従来の賃貸住宅融資は廃止し、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。	
	まちづくり融資の廃止	24年度から実施	まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。	1a	まちづくり融資については、平成24年度から、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限定し、民間による代替が可能となるまでの措置として行っている。不要となった政府出資金については、平成24年11月21日に7億円を国庫納付済みである。	
04 既往債権管理業務	-	-	-	-	-	
05 団体信用生命保険事業	-	-	-	-	-	
06 住情報提供事業	廃止	23年度から実施	事業を廃止し、民間にゆだねる（当該事業には、証券化支援事業等の各事業の実施に係る情報提供は含まない。）。	1a	住まいづくりに関する情報サイトを除き、平成23年3月末に廃止し、当該情報サイトについては、平成23年7月26日に廃止した。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
07	不要資産の国庫返納	ALMリスク対応出資金	23年度中に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率（フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	1a	平成24年3月16日に113億円を国庫納付済みである。	
08		金利変動準備基金	23年度中に実施	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。	1a	平成24年3月16日に106億円を国庫納付済みである。	
09		証券化支援事業に係る政府出資金2000億円	22年度中に実施	平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（2000億円）について、確実に返納する。	1a	平成23年3月14日に国庫納付済みである。	
10		まちづくり融資に係る政府出資金300億円	22年度中に実施	平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（300億円）について、確実に返納する。	1a	平成23年3月14日に国庫納付済みである。	
11	事務所等の見直し	見直し計画を早期に策定	22年度から実施	平成22年度中に、本部、事務所、宿舍、借上事務所等の全資産について、保有及び借上げの妥当性について検証した上で、見直し計画を早期に策定し、事務所、宿舍等の統廃合を検討する。	1a	保有事務所等の見直しについては、第2期中期計画において、全国を11ブロックに分けている現在の支店体制について、業務量に応じた効率的・効果的な体制となるよう統廃合を含めた配置等の見直しを進めるとしたところであり、見直し計画については策定済みである。 また、職員宿舍については、「独立行政法人の職員宿舍見直し計画」（平成24年4月3日行政改革実行本部決定）に基づき、平成28年度末までに、第2期中期計画において処分するとして保有宿舍3宿舍に加え、保有宿舍15宿舍（91戸）及び借上宿舍13戸を廃止する独立行政法人の宿舍見直しに関する実施計画が平成24年12月に策定されたところ。	
12	職員宿舍等の見直し	職員宿舍及び公庫総合運動場の処分	22年度から実施	職員宿舍及び公庫総合運動場について、売却を進める。	2a	職員宿舍について、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に基づき処分することとしていた12宿舍については、平成24年2月末までに売却し、これによって同計画に基づく宿舍の処分は完了した。また、「独立行政法人の職員宿舍見直し実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣決定）に基づき、第2期中期計画（平成28年度末まで）において処分するとして3保有宿舍の売却手続きの完了（一般競争入札により平成25年5月末までに完了）のほか、処分対象の15保有宿舍のうち、空き家となった藤井寺宿舍について一般競争入札を実施し、平成26年3月に売却手続きを完了した。なお、公庫総合運動場については、平成25年4月に売却済み。	職員宿舍については、宿舍見直し実施計画を踏まえ、不要となる宿舍について、順次処分手続きを適切に行う。
13	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	職員本俸や管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-

No.	96	所管	国土交通省	法人名	住宅金融支援機構
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	北海道支店北5条宿舎(1号)ほか2件の宿舎については、平成19年度中に処分する。	1	北5条宿舎(1号)、北5条宿舎(2号)、額新第2宿舎の3件について、平成19年度中に処分済み。	-
2	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	本店本町ほか57件の宿舎について、平成19年度中に宿舎整理計画を策定し、平成20年度以降、計画に基づき不要宿舎を売却する。	1	平成20年3月に12の宿舎を処分する宿舎整理計画を策定。平成21年4月に当該12宿舎処分について認可された。平成21年7月から売却を開始し、平成24年2月までに12宿舎全て売却済み。	-
3	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	公庫総合運動場については、株式会社日本政策金融公庫が設立される平成20年10月に向け、共有他法人との協議を行い、処分について検討する。	1	共有他法人との協議等を経て平成25年4月に処分済み。	-

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	環境省
法人名	国立環境研究所

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>第3期中期計画に基づき、生態系フィールド（実験ほ場）については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>上記資産の国庫納付は、現物による納付を行うこととしている。</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>研究施設等について必要性、有効性等からの見直しを行った結果、不要と認められるものはなかった。 知的財産については、特許出願中の発明のうち、特許査定の見込みが無いと判断されたものについては、その権利化を放棄した。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>東京事務所の廃止などにより経費削減を実施している。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>東京事務所は平成20年度に廃止している。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>地方支所、職員宿舍については該当なし。本部事務所その他の資産については、必要最小限のものにしている。なお、不要資産については、上記1に記載したとおりである。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>随意契約等見直し計画を着実に実施しており、研究機器の保守業務等についての参加者確認公募方式による調達を平成23年度分の契約から導入した。</p> <p>【平成22年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等4,111,268千円(56.6%)、競争性のない随意契約3,158,605千円(43.4%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等272件(57.9%)、競争性のない随意契約198件(42.1%)。</p> <p>【平成23年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等2,344,031千円(31.5%)、競争性のない随意契約5,102,342千円(68.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等263件(58.7%)、競争性のない随意契約185件(41.3%)。</p> <p>【平成24年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等6,387,378千円(75.7%)、競争性のない随意契約2,046,138千円(24.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等310件(67.2%)、競争性のない随意契約151件(32.8%)</p> <p>【平成25年度】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等5,943,652千円(80.5%)、競争性のない随意契約1,437,749千円(19.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等293件(67.0%)、競争性のない随意契約144件(33.0%)</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室事務連絡)に基づき、公表の対象となる契約のホームページでの公表等を行った。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	左記に掲げる場合に該当する関連法人の財務状況について調査した結果、当該法人の平成24年度末における次期繰越収支差額は 87百万円であった。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	
特に研究開発事業に係る調達については、下記の実施を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	ア) 仕様要件について、過度の設定をしないための見直しを行っている。イ) 調達する機器等の使用目的からリース方式が可能な場合には、積極的に活用している。ウ) 価格調査に当たり、他の研究機関における納入実績等を把握するなどの取組を行っている。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	次期のネットワークシステム運用管理業務を左記法律の規定に基づく民間競争入札で調達することとした。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)も踏まえ、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定)に基づく随意契約等の見直し、一者応札・一者応募の見直し等に係る取組を進め、経費の削減等を図っている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	役員報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き業績反映のさせ方、報酬水準の検証、改定内容、個別の支給額を公表している。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	監事監査、環境省独立行政法人評価委員会において、給与水準の適正化に係る取組状況(ラスパイレス指数、給与制度等)について評価を実施しているところであり、引き続き、監事監査及び独立行政法人評価委員会による評価を実施していく。

管理運営の適正化	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>事務に係る経費については、例えば、研究所から職員への口座振込の振込手数料を最小限度にするために、地元銀行と交渉し手数料減免措置を講じた銀行を振込みに使うことを職員に推奨している。国際的な研究活動において内外から高い評価を得た者や研究所の活動の発展に多大な貢献をした者等に対して授与する「NIES賞」の副賞を平成22年度から廃止した。職員の海外出張費については、従来からエコノミークラスの利用を行ってきた。</p> <p>職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとしており、国家公務員に無い手当は支給していない。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>中期目標期間における業務内容と一体のものとして、運営費交付金については、人件費は政府の削減方針に基づくこと、特定業務に係る業務費は当該年度に必要な経費を積算して計上すること、その他の業務費は一定以上の削減率により毎年度の削減を進めていくことを、中期計画で定めた運営費交付金算定ルールに明記している。各年度の運営費交付金を受けた予算執行段階においては、年度計画及び個別の研究課題毎の研究計画を、研究内容やスケジュールの妥当性を精査しつつ作成し、外部の専門家の評価・助言も受けつつ、計画的な執行を行っている。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>他の組織から独立した組織（監査室）を設置し、内部監査業務を実施している。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>特許権について、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して保有する特許権を精選し、活用を図る。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>研究業務については、8つの研究分野をカバーする外部専門家を評価者とする外部研究評価委員会を設置し、「国の研究評価に関する大綱的指針」に基づき各分野の研究活動全般について評価を受け、評価結果を研究の進め方等に反映してよりよい成果が得られるようにする外部評価の仕組みを設けた。また、その評価結果と当研究所の考え方について、ホームページで公表するなど、透明化を図っている。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>第3期中期計画に基づき、外部研究評価の結果を研究活動に適切に反映させるとともに評価結果とそれに対する当研究所の考え方を公表するなど、国民への説明責任を果たしている。</p>

No	97	所管	環境省	法人名	国立環境研究所
----	----	----	-----	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業 重点研究プログラム	環境研究の効率的な実施	23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、温室効果ガスの影響評価、温室効果ガスの削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、森林総合研究所において関連する研究が行われていることから、今後とも両研究所間で研究課題の重複の排除を図りつつ、当該研究機関との連携を強化する。	2a	第3期中期計画に基づき、国内外の中核的研究機関としてこれまでに構築してきた研究機関・研究者ネットワーク等の蓄積を活かし、内外の環境分野の研究機関との連携を国環研のリーダーシップにより戦略的に推進するための体制を整備し、中核的研究機関としての機能を更に強化した。 このうち災害と環境に関する研究について、国内の9研究機関が参画する環境放射線研究連絡会議を2回主催し、東日本大震災に係わる環境放射線研究の連携を推進するための情報・意見交換を行った。また、平成25年10月には研究所本構（つくば市）に福島支部準備室を設置し、福島県やJAEAと福島県環境創造センターにおける研究連携、施設整備、管理・運営体制について協議・調整を進めた。	引き続き、同様の対応を取る予定。
02 研究事業 基盤的な調査・研究活動		23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、大気・水圏中の有害物質動態の解明とその予測モデルに係る研究開発等については、他の研究機関等における研究成果も活用し、効率的に実施する。	2a	また、平成25年11月に環境分野の研究を実施している国・独立行政法人等との連絡調整・情報交換の場として、国立環境研究所が中心となって設置しその運営にも主導的な役割を果たしている「環境研究機関連絡会」の活動として、水圏・海洋を巡る環境研究の最前線をテーマにした公開シンポジウムを開催した。 なお、森林総合研究所とは昨年度に引き続き本年1月にも双方の理事が会し、地球温暖化対策に向けた研究の連携強化のあり方について協議した。これを踏まえ、引き続き研究課題の重複の排除を図りつつ、定期的な会合を持つなど連携強化を図っている。 また、有害物質動態の解明と予測モデルに係る研究開発等については、他独法や大学の研究実施状況や成果に係る情報を把握した上で、その成果を活用しつつ効果的・効率的な研究の実施に努めている。	引き続き、同様の対応を取る予定。
03 研究事業 知的研究基盤の整備		23年度から実施	環境試料等の収集・保存については、環境試料の長期保存事業等を実施している国内外の他の研究機関との連携を図りつつ行うこととし、研究資材のコスト削減に資するよう効率的・効果的に取り組む。	2a	第3期中期計画に基づき、国際的な協調を意識しながら所内外の長期環境モニタリング事業と連携を図りつつ試料の収集、保存に努めるとともに、保存試料から環境情報を読み出すための計測手法の開発や応用、新たな保存試料、保存技術の検討などを通じて、少ない保存試料からより多くの情報が得られるように、試料としての価値を更に高め、活用を図っている。 例えば国際連携として、ストックホルム条約の有効性評価における環境試料長期保存事業の意義が締約国会議で認められ、国環研研究者がリードオナーとして各国の意見を集約しつつガイダンスの作成にあたり、平成25年5月のCOP-6で承認された。国際自然保護連合のレッドリストをもとにアジア地域で遺伝資源保存の野生動物種を選定し、関係国の機関と交渉を開始した。The Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources (ACM)への加盟を行い、微生物リソースの保存と利用に関して、国際的協調の下で学術的・技術的な連携関係の構築を図った。またコスト削減については、例えば保存試料の集約によるフリーザー等の一部停止の継続と省エネタイプへの移行作業を始めるとともに、保存用照明装置のLED化と保存培養株の凍結保存への移行に取り組んだ。	引き続き、同様の対応を取る予定。
04 環境情報の収集・整理・提供に関する業務	情報提供の効率化	23年度から実施	刊行物の発行部数等を見直すとともに、研究内容等の情報発信を国民に分かりやすい形で行う。	2a	刊行物については、配布先等の見直しを行い、刊行物の発行部数を削減するとともに、ホームページによる情報発信に重点化する観点から、刊行物ページの充実を図った。平成24年度からは、研究報告や年報などについては原則として電子情報により提供することとした。また、刊行物を厳選して紙によることが不可欠なものに限って、紙媒体で発行することとした。インターネット、プレスリリース、公開シンポジウム等を通じて、環境研究の専門的知識を持たない人にも理解しやすい言葉で、研究活動や研究成果についての正確な発信を行うように努めている。	引き続き、同様の対応を取る予定。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06 不要資産の国庫返納	生態系研究フィールド (実験ほ場)	27年度以降実施	生態系研究フィールド（実験ほ場）については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。	3	第3期中期計画に基づき、生態系フィールド（実験ほ場）については、当該フィールドで行っている研究が平成27年度を目途に終了することから、その機能を研究所の敷地内を含む他の場所に確保し、現在実施している研究が終了した後、速やかに国庫納付する。	当該研究終了後に速やかに国庫納付すべく準備を行う。
07 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、同年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。これを受け、参加者確認公募等の既存の調達方式のより積極的な活用を含め、具体的なベストプラクティスの抽出・実行に着手した。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	

08	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	1a	研究業務については、平成23年4月に研究評価実施要領を改訂して、8つの研究分野をカバーする外部専門家を評価者とする外部評価委員会を設置し、「国の研究評価に関する大綱的指針」に基づき各分野の研究活動全般について評価を受け、評価結果を研究における重点の置き方や研究の進め方等に反映してよりよい成果が得られるようにする外部評価の仕組みを設けた。これに基づき、平成23年12月16日に本中期最初の年度評価を実施し、評価委員の意見も踏まえ、新たに設けた「放射性物質・災害環境研究チーム」において放射能汚染研究を推進する等の研究の重点化を図るとともに、外部評価結果と当研究所の考え方についてホームページで公表するなど、透明化を図っている。	
09	業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	23年度から実施	競争的な外部資金を獲得するよう努めるほか、民間等からの研究受託を更に推進し、自己収入の拡大を図る。	2a	第3期中期計画に基づき、競争的な外部資金の獲得のため、所内で申請内容を精査し研究提案力の強化を図るとともに、インターネット、プレスリリース、公開シンポジウム等を通じて研究活動や研究成果の積極的な発信に努め、民間等からの研究受託の増加を図った。	引き続き、同様の対応を取る予定。
10	内部統制の強化	コンプライアンス委員会の設置等	22年度から実施	本法人が策定した「独立行政法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」（平成22年9月）に基づき、コンプライアンス委員会を速やかに設置し、チェック体制の早期構築等を図る。	2a	コンプライアンス委員会において、各種法手続が適正に行われているかの確認を行った。また、コンプライアンスの確実な実践に資するため、研究業務等の遂行上関係する法令等による許可・届出・報告等の手続を一覧表に整理し、所内に周知し対応の徹底を図るとともに、所員を対象としたコンプライアンス研修会を実施した。	引き続き、研修内容の充実を図りつつ、同様の対応を取る予定。

No.	97	所管	環境省	法人名	国立環境研究所
-----	----	----	-----	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	組織の見直し	事務所の廃止	平成20年度中に東京事務所を廃止する。	1	平成20年度に廃止済み	-
	大型実験施設等の見直し					
3	運営の効率化及び自律化	随意契約について	平成19年度未までに、国に合わせた随意契約の基準額を設定する。	1	平成19年度中に実施済み	今後も国に合わせて設定された随意契約の基準額に従い適切に随意契約を締結していくこととしている。

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	環境省
法人名	環境再生保全機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>利益剰余金等については、財政投融资資金等への償還財源等業務上必要不可欠なものに限定されている。 戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行い(平成25年7月31日認可済み)、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行い(平成25年7月31日認可済み)、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>特許の保有件数は、旧公害健康被害補償予防協会が実施していた調査研究において権利が発生した5件、及び旧公害健康被害補償予防協会から引き続き環境再生保全機構が実施した調査研究において権利が発生した1件の計6件であるが、いずれの特許も各研究課題が終了した際、受託者が出願費用を負担して特許を出願したため権利が発生したものである(権利維持費用も全て受託者が負担している)。 現在のところ、その特許が収益化する見込みはないが、将来における収益化の可能性については随時確認しているところである。 なお、旧公害健康被害補償予防協会が実施していた調査研究において権利が発生した5件の特許権は平成28年度中までに、旧公害健康被害補償予防協会から引き続き環境再生保全機構が実施した調査研究において権利が発生した1件の特許権は、平成37年度中に期間満了となる。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>平成25年3月に、予定より1年前倒しで会議室の縮減や部署の移転を行い、賃貸区画を1区画返還した結果、事務所面積を13.6%縮減した。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし</p>

<p>本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>本部事務所については、平成25年3月に、予定より1年前倒して会議室の縮減や部署の移転を行い、賃貸区画を1区画返還した結果、事務所面積を13.6%縮減した。 大阪支部については、予定より半年前倒し平成25年6月末に廃止した。 戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行い(平成25年7月31日認可済み)、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。</p>
---	---

**3. 取引関係の見直し
随意契約の見直し等**

<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○契約については、契約監視委員会の点検を踏まえて策定した「随意契約見直し計画」(平成22年4月策定)に基づき、真にやむを得ないものを除き、競争(企画競争、公募を含む。)に付している。 また、新規の競争性のない随意契約については、原則として事前に契約監視委員会の意見を聴取することとしている。 一者応札・応募についても、契約監視委員会の点検を踏まえて策定した「一者応札(応募)改善方策」(平成24年3月)に基づき、適正な準備期間の確保や情報提供の拡充、仕様書等を受領した業者で応札しなかった業者に対して、応札しなかった理由の聴取を行う等の事後点検を行い、入札条件の改善を図るとともに、一者応札・応募となった案件については、契約監視委員会において点検及び確認を実施した。 なお、平成25年度から契約手続審査委員会を設置し、事前審査機能を強化し、より適正な調達手続きの実施に努め、競争性・透明性の確保を図っている。 ・平成22～25年度の一者応札・応募の状況 22年度実績:15件 23年度実績:11件 24年度実績:7件 25年度実績:1件 (参考)平成25年度の契約の状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 1,273,704,889円(99.6%)、競争性のない随意契約 4,586,865円(0.4%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 61件(96.8%)、競争性のない随意契約 2件(3.2%)</p>
--	---

また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

契約に係る情報の公開

<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。 このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>左記の情報について、事務連絡「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長)に基づき、入札公告等(HPでの公表、入札説明書)への記載を行っている。 なお、取組開始後からこれまでの間、該当する契約はない。</p>
---	---

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	関連法人はない。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	主務省及び近隣の法人と情報交換をするなど、引き続き、共同調達について検討する。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	基本方針の別表に掲げられた公害健康被害補償業務における徴収業務の事務委託については、既に民間競争入札を導入し、経費を削減しつつ、サービスの質の向上等を図っている。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	平成23年4月にとりまとめられた「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、競争性、透明性の確保を高めるため、実質的な競争性を高める努力を行うとともに、随意契約による場合であっても、説明的責任を強化することにより、効率化や成果の向上等に取り組み、経費の削減等を図る。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	役員報酬については、毎年6月末に個人情報保護に留意しつつ、個別の額を公表している。

<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>監事による監査において、人件費の削減についてチェックするとともに、機構の組織体制、人員構成、ラスパイレズ指数の算定方法、業務管理・人事評価方法、昇格等について総務課からヒアリングを実施し、給与水準の適正化に関するこれまでの取組及び今後実施する措置について厳格なチェックを行っている。</p> <p>また、環境省独立行政法人評価委員会においても、給与水準の適正化に係る取組状況等を踏まえた評価を実施しているところである。</p>
<p>管理運営の適正化</p>	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>平成22年度までに国家公務員に準じて、法定外福利厚生費、給与振込み経費、海外出張旅費など以下の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定外福利費については、食事券の交付、職員旅行補助及び福利厚生代行サービスのレクリエーション経費は平成21年度で廃止 ・海外出張費については支度金を廃止 ・給与振込経費の削減 ・職員の諸手当について、国家公務員に無い手当は支給していない ・健康保険料の負担割合について、平成23年4月より労使折半
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>補償給付費納付金については、予算の編成段階で国(環境省)において患者数等の各種統計データにより推計し、単価等については他制度(健康保険法、賃金構造基本統計調査報告等)の給付水準の動向を考慮し、合理的に経費が積算されることとなっている。なお、補償業務における一人当たりの補償額は政令等で決まっている。</p> <p>また、一般管理費等を積算する際、業者見積もりを聴取したうえで単価や価格を適用するなどの見直しを行い、透明化・合理化に努めている。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>内部監査をより一層的確に実施するため、監査専任職員を配置した。</p> <p>組織のコンプライアンスの確保については、従前から外部委員を含めたコンプライアンス推進委員会を設けるなど、積極的に取り組んできたところであるが、より一層の充実を図るため、平成23年3月に内部統制基本方針を策定し、理事長を委員長とするリスク管理委員会を新たに設け、平成25年度においては委員会を2回開催した。リスク管理委員会では、組織として優先的に対応すべきリスク項目を確認し、対応状況を確認するなど、リスク管理の一層の強化に努めた。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>公害健康被害予防事業で実施する調査研究について、外部有識者から成る公害健康被害予防事業調査研究評価委員会において専門的立場から事業計画を評価し採択している。</p> <p>○地球環境基金事業における民間団体が行う環境保全活動の助成対象について、外部有識者から成る地球環境基金助成専門委員会において専門的立場から調査審議し採択している。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>公害健康被害予防事業で実施した調査研究について、公害健康被害予防事業調査研究評価委員会において専門的立場から実施内容を評価し、次年度以降の事業計画へ反映させている。評価結果は各評価委員の指摘事項等を評価対象ごとに整理し、研究成果とともにホームページ上で公表している。</p> <p>地球環境基金事業における助成事業については、地球環境基金評価専門委員会において民間団体が行う環境保全に係る助成対象活動に対して専門的立場から評価をし、次年度以降の募集要領及び審査方針へ反映させている。また、募集要領・審査方針及び評価結果は、ホームページ上で公表している。</p>

No	98	所管	環境省	法人名	環境再生保全機構
----	----	----	-----	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 公害健康被害補償業務	徴収業務等の効率的な実施	22年度から実施	汚染負荷量賦課金の徴収業務については、引き続き、納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。	2a	<p>委託商工会議所担当者に対し、納付義務者に対する適正な申告に向けた指導方法を習得する研修会を開催した。</p> <p>納付義務者に対し、平成25年度は全国153商工会議所105会場（平成24年度は全国153商工会議所105会場）において、公害健康被害補償制度、申告書等の記載方法やオンライン申告の手続き等について説明するとともに、特にオンライン申告の利便性を中心に、効果的な指導、説明を行った。</p> <p>その結果、オンライン申告については、平成25年度は54.5%（平成24年度、49.2%）に増加するなど納付義務者等の事務処理の効率化を図ることができた。また、申告額に係る収納率については、99%以上を維持した。</p>	今後も引き続き納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に徴収業務を実施する。

02	公害健康被害予防事業	事業の抜本的な見直し	22年度から実施	『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。 ・ 本法人が実施する事業については、エコカーフェア、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。 ・ 地方公共団体が行う事業に対する助成については、各メニューの必要性を精査し、公害健康被害予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車等代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。 ・ 地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・ 患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。	2a 「そらプロジェクト」の調査結果については、平成23年5月27日に公表された「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査報告書」において、『幼児調査及び成人調査において、幹線道路における自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症やCOPDとの関連について、EC及びNOx個人曝露量推計値を指標とした解析の結果、自動車排出ガスへの曝露との関連性があるという一貫した結論は見いだせなかった。ただし、学童調査においては、EC及びNOx個人曝露量推計値を指標とした、予め解析計画で定められた主要な解析や、副次的な解析の一部において、自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められることが指摘された。併せて、曝露推計などに起因する不確実性や関連性の程度を確定づけることの困難性についても指摘された。』とされているところ。 公害健康被害予防事業は、昭和62年の公害健康被害の補償等に関する法律の改正において「大気汚染が総体として、慢性閉塞性肺疾患の自然史に対し、何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できないという現状にあり、適切な対策を講じていく必要がある。」との中央公害審議会答申を踏まえて創設されたものであり、本趣旨に則れば、今回の「そらプロジェクト」の調査結果においても、大気汚染が何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できない現状に変わりはなく、引き続き事業を継続していく必要がある。 「そらプロジェクト」の調査結果や、地域の大気汚染によるぜん息患者のニーズの把握結果や事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、学童期を対象とした事業（児童や養護教諭などを対象としたぜん息等講演会・講習会の実施や幹線道路沿いの学校等に対する大気汚染浄化植樹の推進等）を重点化する見直しを行い、継続して事業を実施した。 また、事業関係者の意見を事業に反映し事業の見直しを継続するための仕組みとして、地方公共団体との連絡会議を継続実施するとともに、平成23年度から患者団体との連絡会を新たに実施し事業に対する意見交換を行っている。平成25年度は、患者団体等との連絡会において、より細かなニーズを把握するため小児・成人の分野別に意見交換を行った。 なお、予防事業としての役割・効果が減少した事業、目的に沿った効果の評価が困難な事業については、22年度から実施を取りやめるなどの事業の見直しを行っている。	今後もし引き続きぜん息患者等のニーズを把握し、事業に適切に反映させる。
04	公害健康被害予防事業	事業実施効果の的確な把握	22年度中に実施	事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。	1a 医療、保健指導等の専門家で構成する検討委員会を設置し、評価の手法等を検討しつつ、事業の実施効果を把握するためのアンケート調査を実施した。（平成23～25年度も実施。）また、平成24年度に事業実施効果の高い事例を取りまとめた事例集を作成し、各地方公共団体に提供した。 平成22～24年度調査の集計結果によると、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取り組みの改善、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認されている。 なお、今後も効率的な事業実施に向けた事業実施効果の把握を進めていくこととしている。	実施済み。

05	地球環境基金事業	事業の効率的な運営	23年度から実施	NPO等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重点化し、効率的な業務運営を行う。また、積極的に募金獲得活動を行うことにより、自己収入を拡大する。	2a	平成26年度地球環境基金助成金の交付に当たっては、環境政策上ニーズの高い地球温暖化などの活動や「生物多様性条約戦略計画2011-2020（愛知目標）」の達成に向けた活動、「海洋生物多様性保全戦略」に関する活動に加え、東日本大震災・原発事故により被災した地域における自然環境の現状把握及び再生・復元活動並びに環境教育、持続可能な開発のための教育（ESD）等の推進のための活動を特に重点的に支援することとし、さらに、活動が広範な国民参加や先進性・独創性を有していることを基本的な考え方とする審査方針を平成25年11月地球環境基金助成専門委員会で決定した。 また、機構全体での取組として「寄付金推進委員会」を設置し、機構が長年良好な関係を築き上げてきた各部のステークホルダーや、企業、団体等に対し、寄付の増加に向けた取組の強化を検討するなど、自己収入の拡大を図っている。	今後も、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及性の高い活動に重点化するとともに、積極的な募金活動を進める。
06	PCB廃棄物処理助成業務	助成業務の適正な実施	22年度から実施	本業務については、環境省で今後策定するPCB廃棄物の処理方針を踏まえ、適正に実施する。	2a	環境省では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を見直し、最長でも平成37年度までに処理を完了する予定としており、新たな処理期間内の確実な処理を担保するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金の交付対象範囲の拡大を目的とした独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令が平成26年4月7日に施行された。これを受けて、機構においても、処理費用負担能力のない者への助成補助率の見直し等を行うため、独立行政法人環境再生保全機構業務方法書、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱の一部改正を行った。 日本環境安全事業株式会社から提出される助成金の申請に関する審査業務については、引き続き適正に実施する。	今後とも適正な業務を実施していく。
07	最終処分場維持管理積立金管理業務	積立金の適正な管理・運用	22年度から実施	本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適正な管理・運用を行う。	2a	本積立金について、安全性の確保を優先した運用を行うなど適正な管理に努めると共に、積立者に運用利息等の通知を行うなど情報提供を行っている。 【参考】平成22年度実績：平成23年4月に通知、平成23年度実績：平成24年3月に通知、平成24年度実績：平成25年3月に通知、平成25年度実績：平成26年3月に通知	今後も積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き適正な管理・運用を行う。
08	石綿健康被害救済業務	組織体制の見直し	25年度までに実施	石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しについては、現在、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で審議されており、その見直し内容に基づき、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。	1a	組織体制の見直しに大きな影響を及ぼす可能性がある石綿健康被害救済制度の見直しについては、平成23年6月に開催された中央環境審議会において「石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）」が取りまとめられ、環境大臣に対し答申がなされた。答申では、現行の石綿健康被害救済制度については、今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつも、当面は現行の基本的な考え方を維持していくこととするほかないとしているほか、運用の改善・強化や調査研究等の推進等の必要性が指摘されている。機構としても、石綿健康被害救済制度の今後の動向を踏まえ、組織体制の見直しを継続的に実施する。 なお、組織体制の見直しについては不断に行っているところであり、平成24年5月にも、救済制度と労災保険制度との併給調整に関する事務の効率化を図るため、異なる課で行われていた返還請求額の決定業務と返還請求の実施業務を一つの課で一元的に行うこととした組織の見直しを行った。	実施済み。
09	承継業務（旧環境事業団から承継した貸付事業等に係る債権の管理・回収）	債権回収額の増大	23年度から実施	返済の確実性が見込まれない債権については、本法人直轄による回収の計画的な実施、サービスへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。	2a	機構直轄で管理している債権については、随時現地調査を行うなど債権者の状況についての確に把握している。また、サービスへの委託債権については、サービスから回収状況を的確に把握するなど委託債権の状況に応じた打ち合わせを行い、回収方針に齟齬が生じないよう緊密な連携をとることによって、効率的な債権管理を実施し、弁済による回収額の増大に努めたところ、平成23年度は47億円、平成24年度は33億円、平成25年度は50億円を回収することができた。その結果、平成25年度末における正常債権以外の債権額は218億円（平成24年度末268億円）となり、平成25年度末までに300億円以下に圧縮するとした数値目標を達成した。 なお、第三期中期目標期間（平成26年度から平成30年度）においては、正常債権以外の債権額を100億円以下にすることを目標としている。	今後も引き続き回収の計画的実施、サービスへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06	不要資産の国庫返納	戸塚宿舎	23年度以降実施	戸塚宿舎を国庫納付する。	1a	戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行い（平成25年7月31日認可済み）、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。	実施済み。
07	事務所等の見直し	本部事務所の会議室等の縮減	25年度までに実施	本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の縮減等により、全体の面積を大幅に縮減する。	1a	平成25年3月に、予定より1年前倒しで会議室の縮減や部署の移転を行い、賃貸区画を1区画返還した結果、事務所面積を13.6%縮減した。	実施済み。
08		大阪支部の廃止	25年度までに実施	大阪支部を廃止する。	1a	予定より半年前倒し平成25年6月末に廃止した。	実施済み。
09	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。			

10	組織体制の見直し	組織体制の効率化	23年度から実施	各部の類似業務を集約化するなど組織体制の効率化を図る。	2a	<p>各事業部で実施していた資金の運用業務について、経理部一元化を行い効率化を図った。（平成23年7月）</p> <p>石綿健康被害救済部において被害者からの返還請求手続きを一元的に行うよう業務分担の見直しを行った。（平成24年5月）</p> <p>総務部企画課職員の併任による監査室の体制について、監査室員を全員専任にし、内部統制体制の強化を図った。（平成25年4月）</p>	今後も組織体制の効率化に努める。
----	----------	----------	----------	-----------------------------	----	---	------------------

No.	98	所管	環境省	法人名	環境再生保全機構
-----	----	----	-----	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	保有資産の見直し	宿舍の国庫返納	戸塚宿舍の国庫納付を行う。	1 戸塚宿舍については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行い（平成25年7月31日認可済み）、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。	実施済み。

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	防衛省
法人名	駐留軍等労働者労務管理機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて 1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>支部統合に伴い廃止した旧コザ支部の土地及び建物等(簿価81,912千円)については、平成24年1月31日、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条の2第1項に基づき、防衛省へ国庫納付した。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	防衛省
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	該当なし
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>平成23年度において、支部・分室の見直しに係る調査・分析を専門的知見を有する民間業者に委託したところ、現状のまま保有・賃借することが最有効利用方法であるとの提言を受けた。当機構としては、委託業者の調査・分析結果及び窓口としての利便性に優れ、業務上必要となる立地条件などにも合致していることを踏まえ、現状のまま保有・賃借を継続することとした。</p> <p>平成24年度及び平成25年度においても検証した結果、支部・分室の資産の妥当性・必要性については特段の変更がないとし、現状のまま保有・賃借を継続することとしたところ。</p> <p>なお、平成25年12月24日、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定され、業務の一層の効率化を図るべく平成27年度から新たな体制で業務を行うこととされたことから、必要に応じ、見直しを行うこととしている。その結果に基づき、経費の削減に努めていく。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	該当なし
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	"
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	"
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	"

<p>本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>平成23年度において、支部・分室の見直しに係る調査・分析を専門的知見を有する民間業者に委託したところ、現状のまま保有・賃借することが最有効利用方法であるとの提言を受けた。当機構としては、委託業者の調査・分析結果及び窓口としての利便性に優れ、業務上必要となる立地条件などにも合致していることを踏まえ、現状のまま保有・賃借を継続することとした。</p> <p>平成24年度及び平成25年度においても検証した結果、支部・分室の資産の妥当性・必要性については特段の変更がないとし、現状のまま保有・賃借を継続することとしたところ。</p> <p>なお、平成25年12月24日、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定され、業務の一層の効率化を図るべく平成27年度から新たな体制で業務を行うこととされたことから、必要に応じ、見直しを行うこととしている。その結果に基づき、不要となった資産については、国庫返納していく。</p>
<p>3.取引関係の見直し 随意契約の見直し等</p>	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>随意契約の見直しについては、真にやむを得ないものを除き競争性のある契約を締結するよう、厳正な実施を継続する。また、競争性のある入札のうち、一者応札・一者応募になった契約について、公告期間の見直しに加え、更なる仕様書の見直し、十分な納期等の確保、入札に参加しなかった業者等に対し聞き取りを行っている。</p> <p>(金額ベース)</p> <p>平成23年度：一般競争入札等550,623千円(76.3%)、競争性のない随意契約171,076千円(23.7%)</p> <p>平成24年度：一般競争入札等484,113千円(89.5%)、競争性のない随意契約56,659千円(10.5%)</p> <p>平成25年度：一般競争入札等452,346千円(61.4%)、競争性のない随意契約284,972千円(38.6%)</p> <p>(件数ベース)</p> <p>平成23年度：一般競争入札等44件(86.3%)、競争性のない随意契約7件(13.7%)</p> <p>平成24年度：一般競争入札等49件(92.5%)、競争性のない随意契約4件(7.5%)</p> <p>平成25年度：一般競争入札等45件(84.9%)、競争性のない随意契約8件(15.1%)</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	

契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日事務連絡)に基づき適切に取り組んでおり、機構については公表の対象となる契約がない旨公表している。</p>
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし</p>
調達の見直し	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>事務用品については、各支部分をまとめて、本部で一括調達している。</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>従来、一般競争により契約を締結していた機構情報システム運用管理業務について、「公共サービス改革基本方針」に基づき、平成22年度から民間競争入札による契約(単年度)を締結し、さらに、平成23年度からは複数年の契約を実施している。</p>
<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>該当なし</p>
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
<p>独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	

<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>当機構役員の報酬については、個人情報保護に留意し、個別の額を公表している。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>従来より人件費管理の状況を監事監査の重視事項としており、給与水準についても、国家公務員の給与水準(総務省公表「独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表」による)と比較して確認する等、厳格なチェックを行っている。また、給与水準について、防衛省独立行政法人評価委員会において評価を行っている。</p>
<p>管理運営の適正化</p>	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>法定外福利厚生費については、職員の健康診断に係る費用及び産業医の管理料に限り支出しており、必要最小限に抑えている。</p> <p>給与振込経費は、必要最小限に抑えている。</p> <p>海外出張旅費については、国家公務員に準じたものとしている。(平成24年度以降実績なし。)</p> <p>職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとしており、独自の手当は支給していない。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>毎事業年度、事業費については、ほう賞費や制服費などの使途を明確にした予算実施計画を作成し、予算の適切な執行に努めている。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>平成21年3月に設置した従来の委員会に替えて、政策評価・独立行政法人評価委員会から示された評価の視点に適切に対応するよう、平成23年5月、新たな内部統制委員会を設け、コンプライアンス確保を含む内部統制の更なる充実・強化を図り、同年10月には具体的な統制項目及び統制方法を定めた内部統制要領の運用を開始し、同要領に基づき内部監査を所掌する部署によるモニタリング及び評価を行うなど、内部監査を的確に実施している。</p>

5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし
6. 事業の審査、評価	
複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし
また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	〃

No	99	所管	防衛省	法人名	駐留軍等労働者労務管理機構
----	----	----	-----	-----	---------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 駐留軍等に対する労務提供等	業務の在り方の見直し	22年度から実施	米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化及び大幅な要員縮減に取り組む。あわせて、現在の業務実施体制をゼロベースで見直し、国自ら実施することを含め、最適な業務実施体制についての結論をできる限り早期に得て、所要の措置を講ずる。	2a	業務の一層の効率的かつ効果的な実施を図る観点から、米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化を行い、今中期目標期間中、10%以上(目標は15%)の要員縮減を実施することとしており、前中期目標期間末(平成22年度末)の人員数316人から、平成23年度～25年度は毎年度6人を削減し、298人とした。 さらに、平成26年度中に7名の削減を実施することとしており、平成26年度末には、平成22年度末の人員数から約8%の削減を達成することとなる。 なお、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)附則第9条の規定により今中期目標期間は26年度で終了することとなるが、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、支部組織における組織のフラット化等の人件費の削減等の取組を平成27年度から開始し段階的に拡大していくことにより、業務の一層の効率化を図っていく。	今後も引き続き効率化を図っていくこととする。
	ほう賞事業の見直し	22年度から実施	駐留軍等労働者に対するほう賞事業については、その在り方の見直しを在日米軍等と協議する。	2a	駐留軍等労働者に対するほう賞事業の見直しに関する国と在日米軍等との協議に資するよう、機構において駐留軍等労働者に対するほう賞の支給実態及び民間企業におけるほう賞事業の実態を調査するとともに、機構と国が連携して、ほう賞事業の在り方の見直しについて検討を行った。これを踏まえ、平成24年度以降、国が駐留軍等労働者に対するほう賞事業の在り方の見直しを在日米軍等と協議しているところである。	今後も引き続き在日米軍等と協議していくこととする。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03 不要資産の国庫返納	コザ支部	23年度中に実施	コザ支部の土地等を速やかに国庫納付する。	1a	支部統合に伴い廃止した旧コザ支部の土地及び建物等(簿価82百万円)については、平成24年1月31日、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条の2第1項に基づき、機構から防衛省へ国庫納付した。	措置済み
04 不要資産の国庫返納	支部事務所	23年度以降実施	各支部の事務所については、業務の在り方の見直しを踏まえ、近傍に所在する防衛事務所庁舎への入居などを検討し、早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。その結果、本法人が保有する支部の土地等のうち、不要となるものを国庫納付する。	2a	平成23年度において、支部・分室の見直しに係る調査・分析を専門的知見を有する民間業者に委託したところ、委託業者より、現状のまま保有・賃借することが最有効利用方法であるとの提言を受けた。当機構としては、委託業者の調査・分析結果及び窓口としての利便性に優れ、業務上必要となる立地条件などにも合致していることを踏まえ、現状のまま保有・賃借を継続することとした。 平成24年度及び平成25年度においても検証した結果、支部・分室の資産の妥当性・必要性については特段の変更がないとし、現状のまま保有・賃借を継続することとしたところ。 なお、平成25年12月24日、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定され、業務の一層の効率化を図るべく平成27年度から新たな体制で業務を行うこととされたことから、必要に応じ、見直しを行うこととしている。その結果に基づき、不要となった資産については、国庫返納していく。	今後も引き続き検討していくこととする。
05 事務所等の見直し	本部事務所の移転等	22年度中に実施	本部事務所については、早期に本部機能を集約化し、賃借料の縮減を図ることのできる場所に移転する。	1a	平成23年2月、東京都港区に本部事務所を移転・集約し、賃借料の縮減(年間約3,500万円)を図った。	措置済み

No.	99	所管	防衛省	法人名	駐留軍等労働者労務管理機構
-----	----	----	-----	-----	---------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	組織の見直し	支所・事務所等の見直し 駐留軍再編の動向等を踏まえつつ、平成21年度に那覇支部及びコザ支部の統合、平成22年度までに富士支部及び座間支部の統合を行うものとする。	1	那覇支部及びコザ支部の統合は平成21年度に、富士支部及び座間支部の統合は平成22年度にそれぞれ実施した。	措置済み